

第一百九十八回

参議院文教科学委員会会議録第十一号

令和元年五月二十一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十六日

辞任

杉尾

秀哉君

五月十七日

辞任

佐藤

肇君

五月二十日

辞任

水落

敏栄君

蓮

舫君

五月二十一日

辞任

衛藤

暉一君

進藤

金日子君

大島

九州男君

柳田

秀哉君

吉良

よし子君

上野

通子君

理事長

理事

出席者は左のとおり。

委員

赤池 誠章君
今井絵理子君
衛藤 晟一君政府参考人
内閣官房内閣審議官
事務局側
常任委員会専門○本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査○委員長(上野通子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議の

小野田紀美君

大野 泰正君

進藤金日子君

中西 哲君

橋本 聖子君

元榮太一郎君

杉尾 秀哉君

蓮 舫君

伊藤 孝恵君

柳田 稔君

山本 太郎君

新妻 秀規君

浜田 昌良君

高木かおり君

松沢 成文君

山下 芳生君

柴山 昌彦君

平口 浮島 洋君

鉢木 俊一君

高鳥 智子君

大口 善徳君

高鳥 修一君

中村 裕之君

白須賀貴樹君

森 桥本

椎葉 八神

茂樹君

泰宏君

健君

内閣官房内閣審議官

文部科学大臣政務官

農林水産副大臣政務官

大臣政務官

法務副大臣

文部科学副大臣

厚生労働副大臣

教育局長

文部科学省研究振興局長

文部科学省高等

教育政策局長

文部科学省総合

教育政策局長

文部科学省高等

とおり、内閣官房内閣審議官十時憲司さん外十八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聽取ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上野通子君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（上野通子君） 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小野田紀美君 おはようございます。自民党的な日本語教育についてお伺いをしたいなと思つております。

小野田紀美です。私はようございます。日本語教育についてお伺いをしたいなと思つております。

早速なんですかれども、本日は、海外における

日本語教育についてお伺いをしたいなと思つております。

まず最初に、海外に住んでいる日本人に対する

の在外教育施設というのの支援をどのように思つてお

がるか、それの方法はどういうもの

か、そして対象はどこに当たるのか、これは海

外に住んでいる日本国籍を持つ子供という意味で

捉えていただけたらと思うんですけれども、教え

てください。

○國務大臣（柴山昌彦君） お答え申し上げます。

我が国の在外教育施設には日本人学校、補習授業校などがありまして、これらは、海外に在留する日本人の子供が帰国した際に円滑に日本の学校に接続できるように、学習指導要領等に準じた教育を実施することを主な目的として設置をされております。

在外教育施設における日本語教育支援については、所在国によっては国際結婚家庭の子供が入学するケースが増加するなど、日本語指導の必要性は高まっていると認識しております。このため、在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業によつて、国際結婚家庭の子供を対象とした補講における日本語指導案の作成などを進めてい

るところであります。

文部科学省いたしましては、当該事業等を通

じて各国の状況に応じた在外教育施設における日本語教育支援が行われるよう、引き続き対応してまいります。

○小野田紀美君 ありがとうございます。

では、外務省の行つている事業で、海外に住む外国人に対する日本語教育で支援をどういうものがあるのか、どんな対象にどんな方法で行つてい

るのか、教えてください。

○政府参考人（志野光子君） お答え申し上げま

す。外務省は、我が国に対する理解を促し、諸外国との友好関係の基盤を強化していくとの観点から、海外における日本語の普及のための支援を各種取り組んでおります。具体的には、国際交流基金を通じまして、海外において日本語教育が推進されるよう、日本語専門家の派遣、現地教師等への研修、教材の開発、普及、日本語教育機関に対する支援、日本語能力試験の実施等、様々な事業を実施しております。

こうした日本語教育支援事業は、海外において、主に現地で日本語教育を担う日本語教師や日本語教育機関を対象として行つております。

ただし、この日本語を母語としない者は

原則でございまして、例えば二重国籍を持つい

らっしゃる方も、これらの事業を通じて整備され

ております日本語教育環境を踏まえて、日本語を母語としない者の学習環境整備を念頭にし

ております。

ただ、この日本語を母語としない者は

原則でございまして、例えば二重国籍を持つい

らっしゃる方も、これらの事業を通じて整備され

ております日本語教育環境を踏まえて、日本語を母語としない者の学習環境整備を念頭にし

ております。

省、外務省さんそれぞれ聞こうと思っていたんですけど、いい変化なんですが、私、実は昨年の夏に超党派でオーストラリアの議員間交流というので議員を交換留学させるというプログラムに参加しております。そこで現地の在外邦人の方と、領事の方とかとお話をしたときに、実はこの二重国籍者、ハーフの子供たちの学習、日本語支援がこぼれ落ちているんだという話を聞いていたんです。で、帰ってきてすぐに文科省さんに、この海外に住む日本国籍の子たちですかと聞いた

ら、補習校とかあるんですねけれども、補習学校との住んでいます。お父さん、お母さんは、さつきおつしゃったように、日本に帰ったときに日本の学校で、二十二歳になつてオーストラリア国籍を取る子供は対象でありますと。つまり、日本に帰るときちゃんと接続できるようにというのが目的なので、二十二歳になつてオーストラリア国籍を取る子供は対象でありますと。つまり、日本に帰る前提の子供以外は対象ではないんです、文科省はそういうふうに言われていたんです。

そうしたら、さつき文科大臣から、二重国籍と人が増えていることを踏まえて、高度グローバルの人材育成を踏まえてそういう子供たちのサポートもするという御答弁だったので、今非常にびっくりをしました。

そして、外務省の方も、いろんな担当のところにお話を聞いたんですけど、基本的に外国人に向けたものは外国籍の人に、フラットな日本に関係のない方たちに新しく親日、知日派になつてもらうためのプログラムだから、日本の国籍を持つっている子供は対象ではありませんと言われてしまつたので、えつ、じゃ、日本国籍を持っているからつて外務省からは排除され、将来外国籍取扱いがないからつて日本の文科省からは除外され、この子たちもつたいなくないですかと思つて、この半年間、結構何回かレクチャーを受けたんですけど、まさか質問通告をした瞬間に全部前向きな御答弁だったのでびっくりを今しておりまして、今日の質問どうしようかなと思つてはいるんですけど

れども、いいことだと思つてはいるんですけど

ただ、いいことだと思つてはいるんですけど

思つてはいるんですけど、すごくなんですけれども……

（発言する者あり）おしまいにしませんよ。補習

学校といふところが、ちょっと補習授業校、ここ

の定義が難しいなと思っていて、週末だけ補習で関しても九校ぐらいしかないので

も、どこが主体でやつているものか。

文科省が出している補習校の一覧というところ

は結構少ないんです。例えば、オーストラリアに

関しても九校ぐらいしかないので

も、現地に住むハーフを持つお母さんとかの

ブログで、現地の住んでいるお父さん、お母さ

ん、こういう補習校がありますよというのを一覧

を出してくれたりしているのは物すごい数がある

んです。多分これは何か定義がありますけど、文科省が認定しています。多分これは何か定義がありますけど、この違ひって何なんですか。文科省が認定し

て支援をしているところと、支援が余りないとい

うか、認定に入つていないところの補習授業校の

して皆さん捉えられているのかなと思うんですけど

ど、この違ひって何なんですか。文科省が認定し

て支援をしているところと、支援が余りないとい

うか、認定に入つていないところの補習授業校の

して皆さん捉えられているのかなと思うんですけど

ど、この違ひって何なんですか。文科省が認

生徒数が多いところに對しては教師の派遣というような支援をしているところでございまして、その算定におきましては、補習校に通っている生徒の中では、日本国籍を保有して、これは二重国籍も含むわけでございますけれども、当該国の永住許可を取得していない児童生徒数を基にして支援対象を決定をしているところでございます。結果的には、補習校二百二十一校ございますけれども、児童生徒数の多い四十一校に対して五十七人の教師を派遣するところでございます。

このほか、義務教育段階にある子供が対象になっているところでございます。

○小野田紀美君 人数が多いところには派遣といふことだつたんですけど、この文科省が補習授業校一覧つて出してくれてるので、例えばオーストラリアのシドニー補習授業校だと児童生徒数十六とかなんですねけれども、在外邦人団体がつくつてゐるJ.C.S.シドニー校とかの日本語教育学校補習校のようなものだと二百人ぐらい在籍してたりとか結構多かつたりするので、そつとうところが逆に支援からこぼれ落ちてゐるんじゃないかなと思つたときに、何が支援してほしいのかといふと、お金が欲しいとかではなくて、学習の教師を派遣したりとか、教科書を作るのに補助が、サポートが欲しいということで、今日お手元に「おひさま」という教科書を配らせていただいたんでですが、これがマルチリンガル、バイリンガルの子供たちに特化した教科書になつておりますと、何というんでしょう、日本語を母語としてどうか、家では使つてゐるけど学校では英語といふところの子供たちが学ぶ段階とか方向とかつて結構違うらしくて、そこが普通の日本人の子供と、何というんでしょう、日本語を母語としてどうか、そういう理由で実はこういうマルチリンガル、バイリンガルの子供たちへというのがあって、これの特徴が、十と書いてあるページと

かのようにお問い合わせください。お問い合わせの際は、お名前や会社名など、できるだけ多く情報をご提供いただけますと、お手数ですが、お問い合わせ内容を詳しくお聞きすることができるので、よりお問い合わせがスムーズになります。

国際交流基金の「人材育成プログラム」では、その目的を達成するためには、日本語力だけでなく、文化理解、国際感覚、コミュニケーション能力なども求められます。そこで、このプログラムでは、実践的な学習環境を提供し、参加者たちが自ら学ぶことを重視しています。また、国際的な視野を広げるため、海外への研修旅行やセミナーなどの活動も含まれています。

「さよなら」として、日本は専門家をつくり、それをもとに、日本が世界に影響を与えることをめざす。これが、日本が世界に影響を与えることをめざす。
「さよなら」として、日本は専門家をつくり、それをもとに、日本が世界に影響を与えることをめざす。

おうち語がで、そのうちは教でも教っている教科料を作っているの開発でいた。実際にいと、ういうただい

お金は本語で「お金」と書きます。ほんとうに「お」をつけると、かわいい感じになります。

高度グレードのサブマリットを製作するなど、いろいろな思想が生まれてきました。そこで、このサブマリットを製作するアスコラムは、どうしてこんなに多くの人材育成を行ってこられたのでしょうか。

大臣が成敗拠点を青を行なうと、二人で、すね、といふほどかが國際の立場を確立してゐる。このことによつて、配付回開発がはじまる。

「ううん、ううん、ううん」と、さすがに日本人人らしい反応。しかし、日本人の反応は、必ずしも、日本人の心を表すものではない。たとえば、この「ううん」は、日本人の心を表すものではなく、日本人の言葉を表すものだ。つまり、この「ううん」は、日本人の言葉を表すものだ。

ダウントンの参考書を参考しながら、今度は「日本政府参考書」を読み始めました。この参考書は、日本政府の外務省が作成した国際法や外交政策に関する資料で、19世紀後半から20世紀初頭にかけて活躍した日本の外交官たちの手記や論文などを収録しています。特に、明治時代の外交官として有名な野田紹介の「外務官日記」は、その豊富な記述と実感的な筆觸で、当時の政治情勢や外交政策を理解するうえで非常に有用な資料です。

人(志野)
ロード
は、ま
ステム
みんなと
時間も
じた勉
後とも
努めて
みんなと
ます国
さん、
現地語
いう形
ます。
美君
と思う
きたい
などに
見て
はして
語を使
うんで
すけれ
いつて
うんと
られ
るとい
ません
人(志野)
日本語
力に入
ところ
何人が
いいでし
ません
美君

光子君
あなたの御持
もよい取
強をす
みなど
いきたん
等をべ
え
の教材以
英語以外
での取組
じこも
んですけど
いただ
と思いま
題関しては
よつと進
らうつか
うといふや
しよう、
て、言古事
母国語で
ないとい
光子君
といふや
れてしま
なのかな
それを使
ようし

）ありの収組だなとの開拓の展開）いろいろなところに開拓の指摘のとりますのれども、それが何を意味するかがわからぬままの開拓だなと思ふ。そこで、それを理解するには、まず、その開拓の背景である日本政府の政策を理解する必要がある。そこで、まず、その開拓の背景である日本政府の政策を理解する必要がある。

「いうの
を教える
がどう
おり、
で、場
また、そ
可能と
開発、そ
ており、
たしま
を御理
を御理
開発して
入してい
るな知
はるな知
是非

できるのかというのは難しいところだと思うんですけれども、先ほど文科大臣おっしゃったように、高度グローバル育成拠点事業のように、なぜそこにやるのかといったら、やはり全く日本と接点のない人に一から日本を知つてもらつて、日本語を学んでもらつて、そして親日派、知日派になつてももらうということよりは、ルーツを持つていらっしゃる方に、何といふんでしょう、投資をした方が効果は高いのかなというふうに思うので、なかなかこの継承語というのは、私も教えてもらうまで知らなかつたんですけども、どういった差があつて、これから国際結婚も増えていくでしようし、そういう子供たち、日本国籍を持ちながら外国籍も持つて外にいる子供たちの育成というところで、外務省さんと文科省さん、是非連携をしてこの事業を進めていただきたいなどいふふうに思います。

また、引っかかっていたのが、補習学校で将来日本に帰るつもりの子は対象だけれどもと言つていたときに、じゃ、将来帰りますとうそついて帰らなかつたら対象になるんだとか、いろいろ、その制度が今まで特殊な例だったからなかなか確立していいのかなと思いまして、今回長い間打合せをさせていただいて、いろんなところに問合せをしたけれども、なかなかこういう支援があつたということすら出てこなかつたというのが、やはりこの制度がなかなか、はざまに落ちているというか、やつているにはやつっているけれども、みんなが共通見解としてここに投資をしようとか、ここに補助をしよう、サポートしようという認識がなかなか広がっていないのが残念だなというふうな発見もありましたので、ここ引き続き、例えば、ここで二重国籍だった子が日本語を勉強することによって、じや、やっぱり、例えばオーストラリアにいる予定だったけど日本に行つてみよう、日本で働く、将来日本国籍を取ろうと思つてくれれば、人手不足の日本の中でそういう人材がしつかりと日本に定着する投資にもなりますし、先ほど、外務省の視点だと、知日派、親日派

として海外に拠点を置きつつずっと日本をサポートしてくれるというふうになりますので、改めて、この二重国籍を持ついらっしゃる海外にいる子供たちの補助・サポートというのは、どこがどう責任を持って、現地の方たちが困ったときにどこを窓口に相談していくべきなのかというのを整理させていただきたいと思います。

○政府参考人(志野光子君)お答えいたします。

議員御指摘のとおり、日本国籍を持つ二重国籍者は、二つの異なる文化を同じ立場で理解するということができますので、将来、居住国と日本の関係を促進する上で重要な役割を担い得る存在であるというふうに認識しております。

現地でございます要望は、様々な種類、様々なレベルのものがあると存じております。具体的な要望の内容に応じましては、まず、現地に所在いたします大使館や総領事館の在外公館が窓口として御要望を承り、その後、関係省庁、機関と相談して対応することとしたいと思っております。

○小野田紀美君 ありがとうございます。

文科省も現実を見据えていい取組をしてくださいとされているということが分かりましたし、また、国際交流基金さんも頑張ってくださっていることなので、外務省さんもしっかり情報をつけ込んでいただいて、トータルで、みんなでもつたいたいことにならないように、人材を投資していくのという環境をつくつていただけたら有り難いなと思います。

以上で終わります。

○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会・希望の会の杉尾秀哉でございます。先週に引き続きまして質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございました。

前回の質問で、今日お越しいただきました白須賀政務官の在京当番問題に関連して幾つか資料の提出を要求させていただきました。回答はありますけれども、残念ながら、問い合わせた事項にはほとんどまともに答えられていないというふうに思います。

例えば、大臣のスケジュールについておおむね一週間で廃棄する理由、それから一時間以内に帰つてこられない場合の対応などなど、もう事務方でいいので、それぞれきちんと理由を説明していただけないでしょうか。

○政府参考人(生川浩史君) 理事会にも資料を提出をさせていただいておりますが、一時間以内に帰つてこれない場合はどうするかということにつきましては、平成十五年の閣議了解、緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応についてにおきまして、あらゆる手段を講じて各省庁又は官邸等に参集をするということになつてござります。

したがいまして、これに従いまして、あらゆる手段を用いて速やかに参集をするということにならうかと思ひます。

○杉尾秀哉君 全然答えになつていないと思つくりますけれども、そもそも、大体、政務官の地元兀て、民間企業でいうと出張の区域に当たるんですね。それだけ遠いということなんですが、お答えがなかつたので、他省庁の運用ルール、少し調査させていただきました。

聞いた役所はどうこももとルール厳格にしておりますし、例えば二十三区内と規定しているところ、それから公務の一環であると、こういう在京当番ですね、代理、公務の一環と明言する役所もあります。こんないかげんな、言葉は悪いですけれども、役所、文科省ぐらいじゃないかと思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 先ほど答弁の中で触れていた大体の平成十五年十一月二十一日閣議了解の緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応についてを踏まえまして、文部科学省においては、これまでの様々な業務の蓄積等を踏まえて閣僚の参集等の代理ルール、対応ルールを定めておりまして、そこでおおむね一時間以内に官邸等に参集できる体制を取ることとしております。

このような運用は自主的な検討によるものでありますし、例えば、東京二十三区内であつても時間帯により一時間程度あるいはそれ以上掛かる場

所があることですか、逆に東京二十三区外であつても一時間掛からない場所があることなどを踏まえて、緊急事態への備えとして遗漏ないことを大前提としつつ、地理的基準ではなくて時間的基準によつて定めたといふものでございまして、政務二役の公務及び政務の活動範囲を合理的な範囲で許容するものとして私は適切であるというふうに考えております。

○杉尾秀哉君　いや、全然適切と思えないんですよね。大地震が起きたときは、本当に交通が寸断され、麻痺して、もちろん公共交通の交通機関も止まりますし、車も渋滞で動けないということなので、一時間以内に到底参集できるとは思えない事態が招来すると思うんですね。

前回、大臣は、原子力事故の原因の分析とか文科省はそういうことを対応を担当する役所であつて、初期対応を行う役所ではない、省庁ではない、こういうふうに答弁されています。

しかし、その後もいろいろ調べてみたんですけど、まあ役所としてはそうかもしれないけれども、福島事故の原子力緊急事態宣言、これまだ解除されておりません。大臣もよく御存じだと思います。大臣はちなみに原子力災害対策本部の本部員ということでもござります。もし空爆事態が起きたら、福島の事故に限らず、これ緊急に参集しなきゃいけないんじゃないんですか。

○国務大臣柴山昌彦君　まず、今委員が御指摘になられた例えは首都直下型の大地震が起きた場合にはどうするんだということでしたけれども、先ほど官房長が答弁をさせていただいたところ、閣議了解においては、緊急事態が発生した場合にはあらゆる手段を用いて速やかに参集するということとされております。

ですので、例えば、今委員がまさしく御指摘になつた例えは首都直下地震によつて道路が寸断されたりあるいは公共交通機関が途絶したりといふような場合においては、道路の利用がまだ可能であるというような場合には、必要に応じて、前回、櫻井委員からも質問があつたところなんです

けれども、警察パトカー等緊急自動車の活用をするということが考えられますし、また、道路の利用すら不可能な場合においては、必要に応じてヘリコプターなどの活用を図ることと現にされてい るということですざいますので、いずれにいたしましても、そういうあらゆる手段を用いて緊急事態対応について遺漏のないよう万全を期してまいりたいというようと考えております。

柴山大臣がおつしやったように、これ、原子力災害対策法、それから原子力災害対策マニユアルで、大学、研究機関等の所有に係る施設で事故が起きた場合には文科大臣が原子力災害対策本部の副本部長。

副本部長というのは、じゃ、どういうふうに規定されていますか、この法律の中で。

○政府参考人(生川浩史君) お答えいたします。

原子力災害特別措置法の中で原子力災害対策本部の

本部長といふのは、当該法律に基づいて原子力災害対策本部長に事故があるときは本部長の職務を代理することとされておりますけれども、副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ原子力災害対策本部長、すなわち総理大臣が定めた順序でその職務を代理することとされております。

したがつて、文部科学省の所管施設で事故が発生した場合の本部長の代理となる副本部長の順序について、二つ点ごとお聞きいたいのです。

○国務大臣柴山昌彦君) 前回の私の答弁の趣旨は、文部科学省は、防衛省、あるいは消防庁を所管する総務省、あるいは警察庁などのような様々な緊急事態に対して救命活動を含む広範な現場対応が求められる省庁とは業務の性質を異にしており、これらの省庁と同じような形での危機管理マニュアルを行うものではないという趣旨で申し上げたものでありまして、もとより、今委員が御指摘のとおり、緊急事態が発生した場合には、我々は、こゝまことに、改めて、寺内大臣、あわゆる

策本部の副本部長ではないかというような御指摘も頂戴をいたしまして、それは確かにおっしゃるところでありまして、特に我々所管する、文部科省が所管する原子力施設による災害の場合には、原子力災害対策本部の副本部長となりますので、緊急時モニタリングですとか医療支援のために、日本原子力研究開発機構や量子子科学技術研究開発機構などの専門家の派遣などをを行うのですとか、あるいは緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関する事務の総括を助けるということになるうかかと思います。

先般答弁をさせていただいたとおり、そういうふた事務手続に遗漏のないような形で万全を期してまいりたいというよう考へております。

音の組織といふ項目がございまして、その中で原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、原子力災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理するというふうに規定をされているところでございます。

○杉尾秀哉君 大臣、答えられないぢやないです。いや、もういいです、いいです。

今、だから、原子力災害対策法の十七条の二に、本部長、つまり総理大臣に事故があるときはその職務を代理すると、こういうふうに明記されています。つまり、事故があるとき、例えば首相が外国に行つていらっしゃる、それが若しくは何かのトラブルに見舞われて来られない、どうしても来られない、そういうときには本部長

にこしても、この原子力災害対策本部の設置時に、本部長により定められるということとなつておまじで、必ずしも文部科学省が本部長の第一順位となる代理職務を行うということにはなつております。先ほど紹介をさせていただいたとおり、東京電力福島第一原発事故を受けた原子力災害対策本部の構成員となり、複数の副本部長となつておいた内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣及び原子力規制委員長についても、今申し上げたようになります。形で順位付けがされているというように承知をしております。

○杉尾秀哉君　いや、その順番はそういうことなものかもしれないが、大臣は、所管されておる、例えばこれ廃炉作業中にはなつておりますけれども、高速増殖炉「もんじゅ」それから東

したしましても、政務三役、特に大臣、あるいは、
る手段を講じて迅速に参集する必要はあるといふ
ようには認識をしております。
ただ、先ほど私が、あるいは前回答弁をさせて
いただいたとおり、緊急事態の対応、応急対策を
推進するために、例えば緊急時のモニタリングで
すとか、あるいは医療支援として、日本原子力研
究開発機構、また量子科学技術研究開発機構など
の専門家の派遣ですか、あるいは原子力災害対
策本部事務局等への職員の派遣を実施するなど、
そういった職責を万全に果たすためには、文部科
学省としてのまた別途の体制をつくることがあり
得るというように考えておりまして、こういったた
ことを通じて緊急事態対応について遺漏のなきよ
う万全を期していきたいと考えております。

ちなみに、先ほど委員から御指摘になられた東日本大震災等についての事例についての御紹介でありますけれども、現在の東京電力福島第一原発事故を受けた原子力災害対策本部の構成員のうち、副本部長となつてゐるのは、これ、原子力災害対策本部の設置時に本部長である内閣総理大臣により定められることとなつておりますけれども、内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣及び原子力規制委員長でございます。

いずれにいたしましても、緊急事態対応について遺漏のないよう万全を期してまいりたいと考えております。

○杉尾秀哉君 質問のないことまで答えられたんですね。それは商用原子炉の場合は確かにそうですが、現在は経産大臣ですけれども、今、ただど、

先ほど柴山大臣は、いろんな事務方に指示をして遗漏なきようにするというふうにおつしやいましたけれども、自らが本部長になるという、そういう立場が分かっていらっしゃつておつしやつてあるんですか。

○國務大臣(柴山昌彦君) 答えられないじゃないですかと、いうのは、条文の項目をちょっと探すのに手間取つたということであります。

ちなみに、今委員が御指摘になられた原子力災害対策特別措置法の第十七条の四項及び五項、一項に、今、済みません、私うまく見付けることができましたけれども、今委員が御指摘になられた所要の条文が別記をされております。この特に五項なんですけれども、原子力災害本部の副本部長、今御紹介をいたしましたけれども、この別記

海の再処理施設、これリスクの高い核物質とか、レベルの放射性廃液なんかがあるわけですよ。ここ、何度も事故を起こしているわけですよ。その所管の大臣だという意識が本当にありなのかどうなのか。

前回、副本部長ということに関して質問した
ら、こういうふうにおっしゃっているんですよ。
重大事故が起きてても文科省だけで初期対応する
ではない、緊急招集が要請された場合はしつかり
と事務方に運用上三十分以内には参考できる体制
を維持している、こういう答弁を繰り返されていて、
言ひ逃れとしか思えない。原子力災害、特に
所管の施設に関する原子力災害に対する危機管理
意識が私は余りにも薄いように思うんですけれど
も、いかがでしょうか。

○杉尾秀哉君 物理的に、先ほどヘリコプターとかそれからパートナーといふうにおつしやいましてけれども、ヘリコプター、数足りないんですね。私も大災害何度も取材しておりますけれども、そんなときのために、しかもヘリコプターと一緒に着陸できるかも分からぬような状況で、そういう言い逃れは私は成り立たないと思ってるんですが、いずれにしても、ルールを私は変更すべきだというふうに思っているんです。

その一時間以内といふことも含めてもつと厳格です。すべきだと思って、それで、ちよとここは事務方に確認したいんですけど、先ほど公務の一環と位置付けている役所、これ、実際には経産省です。こういうふうに公務の一環と位置付けるべきなんじゃないですか。そうすれば、例えばば

書官の対応等々にしても、前回の櫻井委員の質問ありましたが、もっと連絡が取れる体制になつてはいる。今のような、言葉は悪いですけれども、野放しのような状態、これは非常にまずいと思いませんけど、いかがですか。ルールを変更する、これは公務ではないんですか。

○政府参考人(生川浩史君) お答えいたします。

御質問の在京当番でございますが、緊急事態への備えとして、閣僚が東京を離れる場合に、あらかじめ副大臣又は大臣政務官が代理で対応できる体制を取るというものでございまして、在京当番を担当すること自体が公務であるというよりは、実際に緊急事態が発生した場合に閣僚の代理を務めて、例えば対策本部会合に出席をすることなどが公務に当たるというふうに理解をいたしているところでございます。

○杉尾秀哉君 普通に考えると、在京当番中といふのはいつ緊急事態になるか分らないから、そういう意味じゃ在京当番待機という、そういう公務をしているというふうに考えた方が私はいいというふうに思つてます。だから経産省もそういう運用をされているし、ほかの役所に聞いてみたら、これ、在京当番の日は仮に大臣が例えば在京であつても解除しないと、こういう役所も結構いっぱいあるわけですよ。これ、文科省の今のルールで本当にいいのかどうなのか。

そして、ちょっと白須賀政務官に来ていただきておりますので、もう一回確認させていただきたいんですけど、政務官は、本来の役目というの何なのか。国家行政組織法に政務官の役割書いてあると思うんですけど、どういうふうに認識されていますか。

○大臣政務官(白須賀樹君) 質問にお答えする前に、まず最初に、この度、報道等でお騒がせしていること、御心配を掛けていらっしゃる大変申し訳ないと思っております。これから先生方の御指摘を真摯に捉えて、適切に対応させていただかたいと思っております。

その上で御質問に答えさせていただきますが、

政務官の役割ということでお話、在京当番等のお

話がございました。大臣が東京を離れる場合に在京当番として大臣の代理を担うことは、政府の一員として極めて重要な責務であると認識しております。

そして、先ほど御質問ございました国家行政組

織法におきまして、大臣政務官の職務については、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理することとされており、引き続き大臣政務官としての職務をしっかりと果たしていただきたいと思っております。

○杉尾秀哉君 今おっしゃったとおり、政務官は、大臣を助け、特定の政策に参画し、政務を処理すると、こういうふうに書いてございます。とするならば、大臣の代理対応つまり在京当番待機をするというのは、大臣を助ける非常に重要な役目だというふうに思います。政務官本来の職務である政務官の職務を、その政務官本来の職務をしておられる最中に、例えば、地元で選挙応援をしたり、それから野球大会に出る新年会に出る、こういうふうなことは適切と考えているかどうか。前回のところできちりお答えされてしまませんでしたので、もう一度伺います。

○大臣政務官(白須賀樹君) その件につきましては、文部科学省の在京当番のルールに従つて私は政務を行つてました。

○杉尾秀哉君 いやいや、どういうふうに思われているのか、その前に、適切だったといふふうに思われているのかどうなのか、ちょっと

そのところをもう一回言つてください。

○大臣政務官(白須賀樹君) 今現在におきましまして、文部科学省の在京当番のルールといふものがおおむね一時間以内ということで規定されておりまますので、私のその政務におきましてもおおむね一時間以内で政務を行つていたということございます。

○杉尾秀哉君 前回も、今回の報道で誤解が発生しましたと言つておるんですよ。誰も誤解していない

んですけれども。これ、誤解しているというか、

その職務の大切さを感じて、それに対しても真摯な反省をするというようなことがあつてしかるべきだというふうに私は思いますが、誤解といふふうに責任を他人に転嫁するような発言で許されるんですか。

○大臣政務官(白須賀樹君) 先ほども、繰り返しになりますが、今文部科学省のその参集するルールに従つて私は政務を行つていたことでございまして、また、私が政務官に就任してから、ほぼおおむね一時間の政務しかほとんど入つておりません。ですから、私はしつかりと政務官の職務を果たしておると思っております。

○杉尾秀哉君 冒頭、何で反省したのか、私は全く理解できません。冒頭、おわびをされましてけれども、じゃ、何のためのおわびだったのかといふのが全く分かりません。言葉だけそういうことを言えばいいというふうにいつて、あとはやり過ぎるというふうにしか、そういうふうにしてしか受け取れませんので、それだけはつきり申し上げます。

時間がございませんので、このルールについて、文部科学省は、やはりほかの役所並みにもっと厳格にしていただきたい、一時間というのももう少しきつちり詰めていただきたい、そして公務であるというふうにはつきりと緊急事態対応をしていただかたいというふうに申し上げまして、私の質問を終わります。

○大臣政務官(白須賀樹君) ありがとうございます。

○神本美恵子君 立憲民主党の神本美恵子でござります。

今、杉尾委員の質問を聞いていて、白須賀政務官は、反省しておりますと言つたけれども、これから適切に対応してまいりますと言つたけれども、これまでやつてきたことは何一つルール違反していないという何とも分かりにくく答弁だったんですね。

大臣、一つ、杉尾委員からはルールを変更すべきだという指摘がありました。これは本当に文科

省として真摯に受け止めていただきたいということにつ

て、大臣、ルールを変更すべきだということについての考え方と、これは今すぐ変えろではなくて、他省庁のルールを参考にしながら、文部科学省として適切なルールはどうあるべきかということを検討していただきたいというのが一点と、白須賀政務官には、大臣として、在京当番の意義をもう一回確認をしながらきちっと果たすようにということを、注意なり指導なりをしていただきたいと思います。いかがですか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 先ほどの杉尾委員からの御質問にも答弁をさせていただいたとおり、文部科学省においては、これまでの様々な業務、具体的には、大規模な自然災害への対応ですとか文部科学省所管の原子力や宇宙分野等における事故対応など、実際に発生した際の対応ですとか発生を想定した訓練を実施するなど様々な経験や業務の積み重ねの上に現在の緊急事態対応、おおむね一時間以内に参集できるという政務三役の体制を取るというルールが定められたというように承知をしております。

先ほど白須賀政務官の方から説明があつたとおり、現行の運用を原因とする問題がなかつたかもしれないけれども、あくまで政府の一員としての責務をしつかり自覚をするとともに、他省庁の状況も参考にしながら、対外的にしつかりと説明ができるよう、緊急事態対応について遺漏のなきよう万全を期すことが当然だと考えておりますので、白須賀政務官にもそのようなことを私から申し上げようというように考えております。

○神本美恵子君 今、後半でおっしゃった、それはしつかりと白須賀政務官に指導、注意をしていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、通告している質問に入りたいと思い

ますが、まず、今年は参議院選挙を控えておりまして、同日選があるのかないのか大騒ぎをしていらっしゃるようありますけれども、主権者教育についてお伺いしたいと思います。

沖縄で二月二十四日に実施された辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票に関して、沖縄県教委が、投票に先立つ一月三十日に県民投票に係る生徒の指導についてという緊急連絡票を発出してあります。

その内容を見ると、県民投票に係る注意喚起を校長会、教頭会で行つてきましたけれども、投票結果が確定する前に生徒会主催の模擬投票の実施を計画する事案等が報告されています。一度、授業、定期考查、生徒会活動での取組を確認していくなどよろしくお願いします。関連する事案等があつたら県教委の普通教育班班長までお願いしますというような、模擬授業などの実施計画を報告しろというような簡単な言えれば内容ですけれども、さらに、参考ということに書かれているのにも、ちょっとびっくりしたんすけれども、校内で模擬授業の結果を実際の選挙の当選者が確定する前に公表することは違法であると。これは公選法に基づいて書かれていると思われます。人気投票の禁止が公選法にありますので、それを引いて違法であると。

学校で選挙期間中の模擬投票は有権者の投票行動に影響を与える懸念があるためふさわしくないということが県教委からの緊急連絡として各学校の教頭宛てに出されているんですけれども、これ、主権者教育を推進するという立場から、県民投票についてこのような模擬投票を抑制するような、圧力掛けるような通知について、文科省はどういうふうに受け止めますか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 今御紹介をいただきました文書については、沖縄県教育委員会が各県立学校に対し県民投票に係る生徒の指導についての留意点を周知をしたというふうに承知をしております。

学校において模擬投票を行っては学校の政治的中立性を確保しつつ実施するよう注意喚起をしたと聞いておりまして、その趣旨について各学校に適切に理解を促すことは大切なことではなかと考えております。

○神本美恵子君 政治的中立性って、今読み上げた緊急連絡紙には一言も書いてないですよ。どうじゃなくて、学校でやることはふさわしくないというふうに書かれているんです、模擬投票をやること。これ、間違いないですか。

公選法は、確かに人気投票の公表の禁止という規定がありますけれども、これ県民投票ですから、今回の場合は辺野古の米軍基地建設のための賛否を問う県民投票ですから、これに当たる条例が定められて、その条例に従つて実施されるということになつていて思うんですけども、総務省に伺いますけれども、公選法には人気投票の公表の禁止がありますけれども、これは県民投票にも適用されるんですか。

○政府参考人(大泉淳一君) お答え申し上げます。

公選法の百三十八条の三には、「何人も、選挙に関する、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。」という規定がございますが、公選法につきましては、衆議院議員、参議院議員、また地方団体の議会の議員及び長の選挙について適用されるものでござります。

委員御指摘のとおり、沖縄の条例に基づいて実施される県民投票につきましては、その条例の定めによるものというふうに考えております。

○神本美恵子君 ありがとうございます。

県民投票は条例に沿つてやるものであつて、公選法に従うものではないということを明確におしゃいました。しかし、この沖縄県教委が出した通知には明らかに公選法を引いてきて、だから人気投票の禁止に当たる、これは違法だから模擬投票をやるのはいかにもふさわしくないというような印象を与える通知になつております。

卷之三

これについてはミスリードではないかと、県教委のですね。学校で模擬投票をやるということを控えさせると、やらせない、やる場合は報告しろというようなことを言っておりますが、総務省や文科省が共同で出されている私たちが拓く日本の、あつ、ちょっと今件について、ミスリードではないかということについて、大臣の見解、いかがですか。

○國務大臣（柴山昌彦君）　まず、その前に、委員が御指摘になられたこの県教育委員会が各県立学校に発出した文書の中には、いま一度、授業、定期考査、生徒会活動での取組を確認していただきようお願いしますということになつておりますて、この模擬投票の実施をやめるようにといふこと

との指導はされていないないといふように思いますし、また、今御指摘になられた公職選挙法上の規定についても、欄外に小さく参考という形でこの公職選挙法の参考条文については書かれていて、そういう体裁であるということをちょっとと付言をさせていただきたいと思います。

その上で、今の御質問なんですがけれども、政治

票が行われることとなつてゐる問題について、授業で事前に投票させるということは指導方法としては考えられるというようには考えておりますけれども、ただ、その際、学校の政治的中立性などを確保しつつ教育活動が行われるよう、やはり配慮することが必要だというように考えておりま

○神本美恵子君 今、県教委が出した通知、連絡票のことをおっしゃいましたけれども、いま一度

というところの前が、模擬投票の実施を計画する事案等が報告されております。いま一度取組を確認していただくようつて、いかにもこの文面、文脈から見ると、模擬投票の実施、計画する事案が報告されているのでいま一度確認しなさい、いかにもこれでは、模擬投票をもう一回確認して、参考のところで違法であるので選挙期間中の模擬投票はふさわしくない、こういう流れの文面なんで

卷之三

すね。これ、私は沖縄高教組、高校の組合の方に聞い
たんですが、県教委とやり取りしたら、これにつ
いては確かに訂正しなければいけない、違法であ
るというのを間違いでいると県教委は認めている
んですよ。ただ、訂正の仕方が、アクセスで各学
校に送られたにもかかわらず、口頭で教頭会に、
公選法を引いてきたのは間違いでると、違法と

いうのは間違いであるという訂正をしたらしい。されども、それが果たして学校に、今、後段で大臣がおっしゃったように、「私たちが拓く日本の未来」というQアンドAが付いたものですね、その中に書かれている住民投票における模擬投票は指導方法としてふさわしいという結論、

れはいいと思うんです、そのとおり書かれておりますので。

として考えないですか。もう一回、簡単にそこについてお話ししたいと思います。

ておりますけれども、今の通知については、実はその最初に発出された後の二月四日付けで違うまでの通知もされておりまして、この参考のところには、学習活動の一つということで注意が書かれておりまして、まさしくこの違法ということが書かれているところの上に吹き出で、教育基本法第十四条第二項に基づいて政治的中立性を確保するところが重要であり、通常の選挙に準じた指導をお願いしているところでありますという形で、ミズリードが生じないような再度のアクセスがなされ

ているというように伺っております。

○神本美恵子君 私はその後から再度出されたものは承知していないんですけれども、最初に出されたこの通知は明らかにミスリードであるというふうに思いますが、もう大臣はお答えにならないようですね。

ただ、やっぱり主権者教育を推進する立場から、こういう模擬投票等の主権者教育に圧力をかけるような、あるいは報告をしろというようなことで委縮させるような、現場を委縮させるような指導というのは、やっぱり各県教委に対して文科省から再度注意を促すべきだということを申し上げておきたいと思います。

次に、朝鮮学校の無償化について、これは前回の委員会の質問でも私取り上げさせていただいたんですけれども、冒頭に、あのときも抗議活動について、学生さんが文科省の前で訴えているその声を紹介をして、大臣、これについてどのように受け止めますかというふうに聞いたんですが、抗議活動は承知しているとお答えになつただけで、その声についての率直な感想、もう一回お聞きしたいんですけど、御紹介します。

文科省の皆さん、あなた方は平気で差別しまず、恥ずかしくないですか、私たちは同じ人間に見えますか、差別するのは同じ人間に見えないからではないでしょうか、朝鮮学校を無償化から除外する日本政府の政策が、日本社会にある朝鮮人へのヘイトスピーチを扇動、助長しているのであります、誰かが誰かを嫌悪し排除することから争いが生まれ、互いに苦しみます、そんなことはもうやめませんか。

朝鮮学校を無償化から除外していることは差別だというふうにこの学生さん受け止めているんですけど、大臣、この声に対する率直な感想をお聞かせください。

○国務大臣(柴山昌彦君) 以前答弁をさせていただいたとおり、この高等学校等就学支援金制度における朝鮮学校の不指定処分について、抗議活動が行われていることについては承知をしており

ます。

一方、不指定処分については、朝鮮学校が朝鮮総連と密接な関係があり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいたことなどから、法令に基づく適正な学校運営が行われているとの十分な証が得られなかつたため、審査当時の規定に基づいて不指定処分としたものであるということでありますので、生徒の国籍や政治、外交上の理由から制度の対象外とするものではありません。

高等学校等就学支援金については、引き続き法令に基づき適切に運用していくことが重要と考えます。

○神本美恵子君 相変わらず、差別ではないかという問い合わせに対してもお答えになりませんけれども、今の答弁の中で、朝鮮学校の不指定処分は法令に基づく適正な学校運営が行われているとの十分な確証が得られなかつたためというふうに、前回もそういう答弁されました。

しかし現在は、朝鮮学校が受給申請を行つた根拠規定、あのときハと、イロハのハですね、ハが廃止されていることから、法令に基づく適正な学校運営に関する確証の有無にかかわらず、指定されることはありません。要するに、現在はもう、当初はそういう根拠規定ハというのがあつたんですが、それが廃止されているので、学校運営が適正であろうがなかろうが、その有無にかかわらず、指定されることはありませんといふふうに答弁されました。確かに今そういうふうになつていいと思います。

この根拠規定が廃止されたのは二〇一二年の十二月、第二次安倍政権が発足した直後です。当時の下村大臣のときですけれども、この根拠規定が廃止された後、この前も紹介しましたが、二〇一四年の八月、国連の人種差別撤廃委員会でこれについて政府が説明をしております。

その説明の中では、不当な支配に当たらないことなどについて十分な確証を、不当な支配というのは今朝鮮総連とおつしやいましたが、そこの不當な支配に当たらないことなどについて十分な確

証を得ることができず、法令に基づく云々かんぬんということで、不処分としたと説明されています。つまり、当初の説明なんですね。ところが、もう根拠規定は既になくなつていたんですね。だから、違うんじやないです。

国連の人種差別撤廃委員会で説明したのは事実と違うことを言つているので、国連への説明を訂正すべきじゃないかと。はつきりと、もう今は、二〇一四年八月の現在でも今も、学校運営が適正に行われたとしてももう指定されることはないと、いうふうにはつきり言わないとおかしいんじやないですか。

○國務大臣(柴山昌彦君) 具体的な法令の適用について、現在訴訟が係属しておりますので、詳細なコメントは差し控えさせていただこうというふうに思いますけれども、ただ、このハ規定以外法令に基づく適正な学校運営が行われているとの十分な確証が得られなかつたためといふふうに、前回もそういう答弁されました。

しかし現在は、朝鮮学校が受給申請を行つた根拠規定、あのときハと、イロハのハですね、ハが廃止されていることから、法令に基づく適正な学校運営に関する確証の有無にかかわらず、指定されることはありません。要するに、現在はもう、当初はそういう根拠規定ハというのがあつたんですが、それが廃止されているので、学校運営が適正であろうがなかろうが、その有無にかかわらず、指定されることはありませんといふふうに答弁されました。確かに今そういうふうになつていいと思います。

○神本美恵子君 今、大使館等で確認できるとかバカラアのお話がありました。これがイと口に関することだとと思うんですけど、前回、国交が回復したら大使館等を通じて確認するといふのになると、大臣はおっしゃいました。しかし、今は国交が回復すればイに該当するようになるわけですか。そのときは、仮定の質問には答弁差し控えるといふふうにおっしゃいました。しかし、今は国交が回復すればイに該当するようになるわけですか。そのときには、仮定の質問には答弁差し控えるといふふうにおっしゃいました。

○國務大臣(柴山昌彦君) 前回答えさせていただけます。

○神本美恵子君 もう少し言いますと、根拠規定を廃止したときに、下村元文科大臣は、国交を回復すれば指定されるというふうにはつきりおつしゃつておられるんですよ。それを今もごめごと、まだ、もちろん国連では審査の対象になるということです。

れども、現在、まだ北朝鮮との国交が回復しておいませんので、仮定の質問については今の段階においても回答を差し控えさせていただきたいと思います。

○神本美恵子君 いやいや、さつき紹介した国連の人種差別撤廃委員会、二〇一四年です。そこでも日本政府として、北朝鮮との国交が回復すれば現行制度で審査の対象となるというふうな説明されているんです。国連で報告していること、説明していることと国内で私たちに説明していること、違うんじやないです。先ほどの根拠規定がなくなつたのに、そうじやないことを適用しているようないふうに、どうじやないことを適用していることと国内で私たちに説明していること、違うんじやないです。なぜお答えになれないんですか。

は審査基準があるわけですから。しかし、国交が回復すれば審査の対象となつて、その結果によつては指定されるということ、なぜ言えないんですか。

○國務大臣(柴山昌彦君) 我々はもう既に国連に対しても今委員が御指摘になつた旨をお答えをして、別に国会において隠しているわけではありません。もちろんんですけれども、ただ、今お話をあつたおり、これは何段階もプロセスを経るものでありますので、実際に北朝鮮との国交が回復すれば朝鮮学校が無償化の対象となるのかということについて今の時点で予断のある回答は難しいといふことがあります。ただし、今一般論として御紹介があつたとおり、外交関係のある国外国人学校であれば、本国における高等学校の課程と同等の教育活動が行われているかどうかということをきちんと大使館等を通じて本国政府に確認をし、そしてそれが確証が得られれば、それはおつしやるとおり、省令第一条一項第四号イの規定に基づく支給対象となり得るということは当然だと思ひます。

○神本美恵子君 高校の無償化、実質的な無償化

をやつたのは民主党政権のときであります。全ての希望する子供たち、高校に行つている子供たちが就学の支援を受けて学校に行けるそういう機会が保障されるということを願つてやつたんですけれども、残念ながら、今日に至るまで、朝鮮学校、十校程度ですか、その子供たちは対象になつていません。

本当にこれは、私は、私この七月で引退しますけれども、何とか私、議員の間にこれは実現した

いと本当に心から思つてきました。日本がそういう一部の子供を国交があるかないかで差別し除外

するということは、本当に許せないと思つております。もちろん国交回復するのが一番いいですけれども、せつかくハ、というその他の基準を設けてそれで審査をしていたにもかかわらず、その根拠

限り永久に、回復しない限り永久にこの子たちは

日本政府によつて除外され、排除されているという状態は、私はこのまま続けるべきではないといふことを心から思つております。

付言すれば、この高校無償化の財源の一部は、

所得税の扶養控除の対象から除外することによつて、十六歳一十八歳を除外することによって得ら

れているものなんです。朝鮮学校に通う子供も扶

養控除から除外されているんです。扶養控除から

除外されている、それなのに就学支援を受けられ

ない、これはもう本当に不公平以外の何物でもな

いし、何か狙い撃ちしたような差別だといふう

に思はざるを得ない。本当に残念でなりません。

時間がもう迫つてますので、次の質問に入ります。

順番ちょっと変えたいと思いま

す。教育実習セクハラについてお伺いをしたいと

思います。

本当は、野田市のあの事件について、虐待死で

すね、これ本当にD.Vと深い関わりがあります。

も、最近になって報道されています。順番ちょっと変えたいと思いま

す。教育実習セクハラについてお伺いをしたいと

思います。

た、これは教育実習に限らず学校現場ではよくあ

ることです、それから、各省庁でもこの前聞いたのは、ある省に新採用で、新任で入つた、そつし

たら歓迎会の席で隣の上司から体を触られて、そ

れでもう一年足らずで病休取つたけれども、心身

の回復ができずに辞めたというような話もあります。

さればまた次の機会にやりたいと思ひますので、こ

れはまだ本当にD.Vと深い関わりがあります。

文科省は、この教育実習セクハラについてどの

よう認識されていますか。

○國務大臣(柴山昌彦君) 教育実習中にセクハラ

自体を見聞きした、又はセクハラ被害に遭つたと

する調査の結果が公表されたということについて

は承知をしております。

セクシユアルハラスメントは重大な人権侵害で

あります。男女共同参画社会の形成を大きく阻

害するものであります。特に、教育実習中といふ

立場的に弱い学生に対して、実習校の教職員がそ

のような行為を行ふことは決して許されないと認

識しております。

○神本美恵子君 重大な人権侵害であると、確かにそのとおりです。

実際にどのようなことが起きているのかという

ことについても少し紹介したいんだけれども、

これが重要な課題でありますけれども、私ども文部

例えば、もうこれは二十年ほど前になるらしいん

ですが、実習受入れをお願いするために自分の母

校を訪れた女子学生が、受け入れの条件として学校

長から性的関係を迫られる。そんなことが実際

あつて、この方は教育実習にもちろん行つて免許

を取つた、よほど教員になるのをやめようかと

思つたけれども免許を取つた。しかし、やっぱり

そういう実態を自分が体験して、とうとう教員に

はならなかつたというようなことも報告で聞いて

おります。

具体的には、飲み会の席で教員に体を触られ

た、これは教育実習に限らず学校現場ではよくあ

ることです、それから、各省庁でもこの前聞いたのは、ある省に新採用で、新任で入つた、そつし

たら歓迎会の席で隣の上司から体を触られて、そ

れでもう一年足らずで病休取つたけれども、心身

の回復ができずに辞めたというような話もあります。

さればまた本当にD.Vと深い関わりがあります。

文科省は、この教育実習セクハラについてどの

よう認識されていますか。

○國務大臣(柴山昌彦君) 教育実習中にセクハラ

自体を見聞きした、又はセクハラ被害に遭つたと

する調査の結果が公表されたということについて

は承知をしております。

セクシユアルハラスメントは重大な人権侵害で

あります。男女共同参画社会の形成を大きく阻

害するものであります。特に、教育実習中といふ

立場的に弱い学生に対して、実習校の教職員がそ

のような行為を行ふことは決して許されないと認

識しております。

○神本美恵子君 重大な人権侵害であると、確かにそのとおりです。

実際にどのようなことが起きているのかという

ことについても少し紹介したいんだけれども、

これが重要な課題でありますけれども、私ども文部

科学省、特に幹部が率先をしてそのリード役と

なつていくように努めてまいりたいと考えております。

○神本美恵子君 終わります。

○山本太郎君 ありがとうございます。れいわ新

選組代表、山本太郎です。会派、国民民主党和新

緑風会を代表し、お聞きします。

最初に、白須賀政務官にお伺いしたいと思いま

す。白須賀さんは是非腹を割つてお話ししていただ

ければというふうに思います、大変な場面でしょ

うが。

白須賀さん、今年の夏というのはダブル選挙に

なるとお考えですか。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) それは総理の専権

事項だと思つております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

まあ確かにそうですね。でも、自分自身の予

感としては、ダブル選挙になるだろうなと思われ

たのはいつ頃からですか。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) まだ準備はしてお

いません。

○山本太郎君 判断は付かないけれども、準備は

している段階ですよね。いかがでしょう。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) まだ準備はしてお

いません。

○山本太郎君 いやいやいや、準備してなきや、

コンスタントにサボり続けるといふことはなかなか

難しいんですよ。

○山本太郎君 いやいやいや、準備してなきや、

コンスタントにサボり続けるといふことはなかなか

難しいんですね。そうだろうな、いつ選挙になるか分

からないし、ダブルになりそだという雰囲気が

強まつてゐる中、お気持ちはお察しします。政務

官という仕事をしながらもやつぱり地元というの

を大切にしなきやならないという部分があると思

うので、お気持ちはお察しするんですけども、

なかなか、そうです、ダブルが来ると思つていて

もう大変なんすとは言いづらいですね、この

場では。分かります。

九

二〇一年に大震災がありましたけれども、この震源地ってどこだったかというのを覚えていらっしゃいますか。これ、ごめんなさい、通告もしていませんんですけど。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) 場所は、岩手県の斜め下の深海だったと思います。

○山本太郎君 三陸沖、宮城県の牡鹿半島の沖だと、百三十キロ付近、東南東の約百三十キロ付近だつたと。

二〇一年に震災があつた瞬間って、どこにいらっしゃいましたか。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) 私は議員になる前でございましたので、地元を回つておりました。

○山本太郎君 なるほど。じゃ、そんなにおうちに帰られるまでには時間が掛からなかつたってことですかね。はい、ありがとうございます。

私は、震災のその瞬間というのは東京にいたんですね。新宿にいたんですよ、仕事をしていまして。震災、もう何度も大きな揺れが来て仕事が中止になつて、その後、車で移動したんです、家まで。行きの道は地震の前だったので三十分程度で移動できました、品川から新宿まで。けれども、その地震があつた後、もう一度新宿から品川、自分の家に戻るのに四時間掛つたんですよ、車で。東京から三百キロ以上離れたところで震源地であつたとしても、東京では大混乱が生まれて、移動するだけでもむちやくちや大変なんですね。

恐らく、そういうことはもう私たちは体験的に知つてゐるといいますか、とにかく、そういうような、いつとき災害が起こつてしまえば移動するのも容易ではないということは、恐らく一人一人ですよね。

だとしてるならば、やはり、一時間で帰れるからというような理由で在京当番を十五回地元に帰る、一時間で帰れる距離ですから、まあ実際に帰れるかどうか分かりませんけれども、確實に、大きな地震が来たときとかいうときには大混乱で帰れるはずもありませんよね。下手したら、御地

元から官邸まで戻るのにへり出すとかそういうことをしない限りは、なかなかその日中に着けるかどうかも分からぬような状況に陥ると思うんでないんんですけど。

そう考えると、やはり危機管理という部分で意識が薄かつたんじやないかというふうに思われるは仕方ないことだと私は思うんですね。そう思われませんか。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) 私も、震災のときは保育園の経営をしておりますので、保護者の方々が全く帰れず、それこそ食料の確保すら大変だった記憶もございます。そのこともよく重々承知しておりますが、今現行上の在京当番等のルールにおきましては、一時間、おもむね一時間でござりますが、通常のケースを想定して、おおむね緊急事態発生から一時間以内に参集できる距離であれば対応ができるというよう

にあります。その現行のルールには従つておるとは思つております。

ただ、今、山本委員を含め様々な委員の先生方がから御指摘をいたいたことは真摯に受け止めで、これからそのように対応していくたいと思っております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

現状のルールだと一時間ということなので、リ

アルに普通のときには一時間で帰れるわけだからこれは問題ないだろうという御判断の下にこのよ

うな結果になつたとは思うんですが、これやっぱ

り、先ほど先輩方からいろいろ御議論がありまし

したけれども、ルール変えるというか、もう少し

実際に震災が、災害があつたときに対応できるよ

うなルールにやつぱりこれ変更していく以外ない

と思うんです。

大臣、申し訳ないんですけど、そのような

変更の検討というのは当然していただけるよ

ことでよろしいんですね。大臣、いかがでしょ

う。

○国務大臣(柴山昌彦君) 先ほど山本委員が、品川から東京の新宿ですか、まで移動するのも、あの震災直後、しかも遠く離れた三陸沖の地震で

あつても四時間掛かつてしまつたという御指摘を

いただきました。

実を申しますと、文部科学省以外の省庁でも、例えば在京当番のルール、二十三区内ならばオーケーというようなルールもあるんですけども、今の委員の御指摘も踏まえますと、二十三区内であつても場合によつては非常に参集に困難を来すことがあります。

○国務大臣(柴山昌彦君) 文部科学省に關して申しますと、技能実習生や就労者など生活者としての外国人に対する日本語教育に関しては、外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各

地の取組、公民館などで取組が自主的にされておりますけど、そいつた取組への支援ですか、また日本語教室の空白地域においても、アドバイザーを派遣するですか、ICTを活用した学習教材の開発を進めるなどしております。

引き続き、文部科学省として、外国人の日本語教育環境の整備を着実に実施してまいりたいと考えております。

○山本太郎君 法務省の入国後講習では、簡単な日常会話がぎりぎりできるかできないかのレベルというような話だと思います。文部科学省

としては、外国人、特化したわけじゃないくて、外国人全體としての学びの場はあるけれどもねということなので、やはり私、これ、技能実習であつたりとかというようなところに特化した日本語の講習というものが非常に必要じゃないかと思うんですね。

技能実習生、特定技能で関わる職種、多岐にわたりていて、建設、機械加工、漁業、大型機械による食品加工などなど、職種によっては十分な安全対策、日本語教育が必要になるもの、あるはずなんですよ。そのような危険が伴う職業に就いた者がしっかりと日本語を理解できていない状況

で、安全指導、これできるはずもないんですよ

ね、しっかりと。技能実習生や特定技能で働く人々の働く者としての権利が守られているかといふと、これすごく不安になります、言葉もそんなに特化してしっかりと教えてもらつうわけではないで

具体的には、入国後、企業単独型技能実習の場合は技能実習実施者が、団体監理型技能実習の場合は監理団体が、原則として二ヶ月間、日本語、本邦での生活一般に関する知識、出入国又は労働に関する技能実習生の法的保護に必要な情報等の科目について講習を実施することとされてござい

ます。

○国務大臣(柴山昌彦君) 他省府の状況も参考にしながら、どのようにすれば緊急事態対応について遗漏がないようにできるのかということについて、しっかりと検討していくたいと考えております。

○山本太郎君 繰り返しになって申し訳ないんですけども、今回の件を受けて、これを教訓として、リアリティのある移動時間であつたりとか在京当番のルールというものをもう一度検討し直してくださるということによろしいですね、大臣。

○国務大臣(柴山昌彦君) 他省府の状況も参考にしながら、引き続き、緊急事態対応について遗漏のなきよう万全を期し、検討していくたいと考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

大臣、申し訳ないんですけど、そのような

ことまでよろしいんですね。大臣、いかがでしょ

う。

○副大臣(平口洋君) 技能実習制度におきましては、法務省令の規定によって日本語教育等を行なうことができる仕組みとなつております。

すし。

厚労省にお聞きしたいんですけど、日本に入国後の講習において、技能実習生らに労働法などについての研修というのは行っていますか。ほかにも、労働組合加入の権利について知らされているでしょうか。

○山本太郎君、これ、特定技能で入国した者も労働組合に加入することは想定されると思うんですねけれども、現状において技能実習生らの労働組合加入の実態というのは把握されていますか。把握していないければ短くで結構です。

○副大臣(大口善徳君) 労働組合員数が一千七万人、そしてその組織率は一七%という程度の把握しかしておりませんので、外国人労働者について特に把握はしておりません。

○山本太郎君 把握はされていないと。

では、技能実習生らに労働組合の選択の自由、これ保障されているということでいいんですね。

○副大臣(大口善徳君) 憲法上認められていることでありまして、選択の自由があります。

○山本太郎君 これは特定技能などにおいても同じだという確認を、法務省の方とそれ以外の政務の方々にも、今日来ていただいている政務の方々にも確認させていただいていいですか。

○政府参考人(丸山秀治君) お答え申し上げま

まず、法務省からお答え申し上げます。

今委員御指摘の労働組合の加入のことについて
は、先ほど厚生労働副大臣から御説明ございました
とおり、技能実習、特定技能の方たちも加入で
きる権利というものはあるといふうに法務省と
しては認識しております。

技能実習生らに労働組合選択の自由というのは保障されていますよねということですね。これは先ほど法務副大臣の方からも、それは間違いないことだというような趣旨のお答えをいただきました。なので、それぞれ、農水の方にもお聞きしたいですか、農水副大臣ですか、お聞きしてもいいでどうか、同じ考え方ということで。文科も。

○副大臣(鶴鳥修一君) 選択の自由があると理解しております。

○国務大臣(柴山昌彦君) 同じ認識でござります。

○山本太郎君 ありがとうございます。

当然ですね。日本人と同じ、同じような待遇で働くわけだから、当然その憲法上に沿った労働者の自由といいうものがあるということをお認めいただいだと思います。

技能実習生、これ漁業という分野におきましては一〇〇%労働組合に加入していると聞きました。全てが全日本海員組合、通称全日海に加入していると聞いています。これ、間違いありませんか。端的にお答えください。

○副大臣(鶴鳥修一君) 山本委員にお答えをいたします。

漁業分野の技能実習制度におきましては、監理団体が労働組合と協議し、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇を定めるといったしてあります。

技能実習生に対しまして労働組合の加入を直接要件とするものではございませんが、在留する漁業分野の技能実習生は、実質的に全て全日本海員組合等の労働組合に加入していると存じます。

○山本太郎君 ありがとうございます。
これ、全日本、該当する外国人の加入数ってどう
れぐらいでしょうか。

○政府参考人(森健君) お答え申し上げます。

○山本太郎君 この漁業分野、特定技能での増加人数の見込みとか見通しといふのはあるんでしようか。

○副大臣(高島修一君) 漁業分野の技能実習生は、平成二十七年の約二千百名から平成二十九年は約三千八百名となり、三年間で三割増加いたしております。

今後の具体的な人数の増加見込みということは、ちょっとお答えするのは難しいところであります。が、漁業分野の技能実習生は今後も増加していくと考えております。

○山本太郎君 順調に、この漁業分野というところもやつぱり人手が足りていなくて非常に助かっていると、外国の方々の数が増えているんだというような状況だと思います。

先ほど、実習生にも労働組合の選択の自由は保障されるというような各省お答えをいただきました。当然のことだと思います。

これ、漁業において、もちろん先ほどお答えいただきました、強制的ではないんだというようなお話をしたけれども、ほぼ一〇〇%に近い形で全日本海に入っている。漁業関連の実習生であったりとかいう人たちはほぼ一〇〇%に近い形で加入をするという形になつてこの組合なんですけれども、これ、もし全日海とは違う労働組合に入つたとした場合に、これ、実習生、不利益を被るようないことはないですね。ないならばないところはつきりとお答えいただきたいんです。ないかあら

制度上、労働組合として全日本海員組合に限定がされていいるわけでございません。協議会の決定に基づきまして他の労働組合と実習生の待遇を決めている事例もあると、いうことでござります。
○山本太郎君 これは、ちょっと今お答えいただいているんですね。
いや、これは別大臣にお答えいたしませんよう

か。そういうことはないんですね、実際は。もしも、そうは言つたとしても、そのほとんどが全日本海に属しているわけです。この全日海に属しているけれども、そこから違う労働組合を選択した場合に、この実習生に對して不利益が生じるつてことはないですよね。ないと言いつけていただきたいんですよ。

○副大臣(高鳥修一君) そのような不利益はないと言えます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

でも、残念ながら不利益を被つた実習生がいるというお話をこれからしてまいりたいと思います。

法務省にお伺いしたいんですけども、一〇一六年、広島、地域のエニオンに加入したところ、技能検定試験、これ受験させないという事例があつたというふうに聞いているんですけども、この事例について御存じいか御存じでないかのみお答えください、説明はこちらでしますので。その事例について法務省として御存じであるか御存じでないか。

○政府参考人(丸山泰治君) 申し訳ありません、ちょっと突然の御質問でございまして、ちょっと現時点で把握してございません。

○山本太郎君 恐らく技能実習とかに関わっている人間なのであるならば、このあつたことなどは恐らく御存じであろうと。ごめんなさい、急に聞いたので対応できぬということだったとは思ふんですけども。

どんな内容だったかというのを簡単に説明します。漁業関係の、養殖業も含めて、技能実習生は全員入国時に全日海、全日本海員組合という労働

組合に強制的に加入させられる。だつて、それが入国の条件になつてゐるんじやうつて。入る前から違う内容になつてゐますか。違いますよね。二〇一六年、広島で一つの事業体の技能実習生が地域のひろしま・スクラムユニオンに加盟しました。何が起きたかといふと、全日海の組合を脱退したら技能検定試験を受けることができないと。これは、本当はこういうことはあつてはならないと私は思つています。

厚労法務、農水、それぞれの政務の方にお聞きしたいんですけども、皆さんもこういうことはあつてはならないというお気持ちですよね。いかがでしようか。

○副大臣(平口洋君) あつてはならないと思ひます。

○副大臣(大口善徳君) 個別の事例についてはお答えできんんですけども、あつてはならないことだとは思ひますね。

○副大臣(高島修一君) 通告をいただいておりませんので、確認する必要があるとは思ひますけれども、基本的にはあつてはならないと思います。

○山本太郎君 ありがとうござります。

通告あるなしに関係なく、一般論としてそのようないことがあつてはならない、当然のことだと思ひます。でも、それがあつたんですという話なんですね。

養殖業を含めた漁業関係において、技能実習生は全員労働組合員である。労働組合に加入していないと入国できないような仕組みになつてゐる。いわゆるクローズドショップというような状態です。

資料十一、水産庁管轄の技能実習生や特定技能に関して、全日本海員組合、いわゆる全日海への加入が条件になり、組合費を払う必要が生まれる。実際は実習実施者や企業や受入れ側が監理団体を通じて全日海に支払う構造ですけれども、外国人の皆さん、一人当たり毎月三千円引きざされる。あくまで技能実習制度、旧制度においてでの数字ですけれども、二〇一八年度で漁業分野の技

能実習二号移行申請のあつた地域、要は需要のトップですよね、広島、次いで宮崎、北海道、高知と続く。平成三十年度最低賃金、広島八百四十四円、宮崎七百六十二円、北海道八百三十五円、高知県七百六十二円。何が言いたいのか。最低賃金から考へても、毎月三千円って、これ重い負担ですよね。加えて、実習生の母国での毎月三千円と考へると、これは大変価値のある、価値の高い金額だとも言えると。

事業協議会と地域協議会をつくって、そこに労働組合も参加することで外国人技能実習生や特定技能への健全化、適正化が図られていくといふに考へるならば、これ、構造的にはこの全日海が労働組合としてちゃんと機能していれば、事務が労働組合としてちゃんと機能していれば、丸海上に考へるなれば、これ、構造的にはこの全日海が労働組合としてちゃんと機能していれば、事務ではないといいます。実習生が問題抱えた際に駆け込む先はどこか。外国人技能実習生を支援する団体や地域のユニークなどと支援団体の方々はおっしゃっています。そもそも、技能実習生には結局、何かあつても実際何もしてくれない。

例えばすれども、廿日市市にあるカキの養殖業を営む会社、丸羽水産、羽釜水産は共に家族経営の会社、登記上は父親と息子がそれぞれ代表者となつてゐる。羽釜水産は受け入れた外国人技能実習生に朝七時から午後四時までの所定労働をさせた後、今度は、それまで羽釜水産の班長として指揮を執っていた息子、羽釜敏美の会社、丸羽水産の下で海に入れて、カキに付いた貝殻などを取る作業をさせていた。一日平均三時間ほどの残業になる状態だったんですね。だから、割増し賃金どころか最低賃金分しか払つていないと。この状態だつたんですけれども、別会社の仕事だから不平不満が現場でも出ているというお話を。

話、先ほどの広島に戻りますね。二〇一六年、広島で、一つの事業体の技能実習生が地域のユニーク、ひろしま・スクラムユニオン、ここに加盟した。要は、全日海の組合を脱退したわけなんですが、その後、彼ら、技能検定試験、受けれることができなくなつたんですね。もちろん、彼らが

そもそも、技能実習生は複数の事業所に所属することができない。過重労働に苦しむ技能実習生、羽釜水産と団体交渉を申し出したら、本来は団体交渉の相手ではないはずなんすけれども、父親じゃなくて、そこから先に進まない。ある監理団体、全日海の運営に不信を抱いて全日海と摩擦を起こした。全日海は、その後、その監理団体と労働協約結ばないということにして示談ということで、被害者はそれを受け入れた。この件についても、最初から最後まで全日海は何一つ苦しむ実習生を助けることなく無視、放置。全日海が労働組合として機能していれば、事前に違法労働の実態を把握することができたはずですよ。労働協約の締結を結んで労組がちゃんと機能するのであれば、監理団体がけしからぬことをしてても、適正化しないと協約を結ばないぞ、破棄するそいつふうに改善を求められるはずなんですね。そうなれば、新たな働き手を入れられなくなるなどいうふうな危機感を持つわけで、確かに労働環境を保護させる改善を行うといふ方向に行くわけですよね。本来は、それが技能実習生などと関わる労働組合の目的のはずなんですよ。全日海では、実際上そういうことを全くしない。ひどい労働環境に実習生がさらされないかと職場回つくることもない。そんな状態の中でどうして毎月三千円引かれるんですかつて。一人当たり三千円ということは、年間三万六千円。技能実習生にしたらこれ結構大きな額で、そんな、余りにも理不尽じゃないかといふ話ですね。何の意味があるんですかという、そういう不平不満が現場でも出ているというお話を。

これ、全日海、圧力を掛け続ける理由は何だと思います。これは、利権構造を壊されたことなんですね。これ、利権構造を壊されたくないというシンブルな話でしかないんじゃないですか。先ほどお伝えした技能実習生などで全日海に所属している数、二千七百五十九人。大臣、二千八百人ぐらいとおっしゃつてくれました。そんなに違ひはないと思います。私の元々の数字、二千七百五十九人で計算すると、一人毎月三千円で一ヶ月八百二十八万円になる。労働組合としての役割

ほぼ果たさず、別の組合に変更するなどした際には、農林関係の方は御退室お願ひします。数々の圧力で潰しに掛かるような者たちが、技能美習生から毎月二千円巻き上げて年間一億円近く懐に入れる。こんなこと許されていいんですかね。

これ、最後になんすけれども、この技能実習、今のテーマに関して関わりのある省庁の政務にお聞きしたいんです。二つ、もう言葉選ばずに言いますよ。こんなやくざな組織が漁業に関わる実習生を独占している、これ問題ないと考えるんですか。指導しないんですか。もう一つ、これ調査必要ですよ、やつてくれませんか。いかがでしょう。

○副大臣(平口洋君) 議員のおっしゃったことが事実かどうか、調査してみたいと思います。

○副大臣(大口善徳君) 個々の労働組合について、これは関係労働法令に違反しているかどうか、確認をしていきたいと思っています。

○副大臣(高鳥修一君) 今、事実関係をつかり調査をさせていただきたいと思います。

○山本太郎君 ありがとうございます。

各省庁、確認もありましたけれども、主に調査をしていただくというのが二省庁ございました。是非調査をしていただきたいというふうに思います。

これ、企業間の移動の自由がないということが技能実習生の奴隸労働構造につながっているわけですね。これ、同様に、労働組合に選択の自由がないということが腐敗構造をつくり出していると。これ、ほかの組合とのいい意味での競合が絶対的に必要であるうに思います。企業においても組合においても、実習生の選択の自由を確保することが最も重要なことであるというふうに最後に申し上げたいと思います。

続いての質疑に移りたいと思います。

ここで退席していただいているのは、法務副大臣と農林水産副大臣関係者の方々ですかね。ありがとうございます。

○委員長(上野通子君) 法務副大臣、それから法

務関係、農林関係の方は御退室お願ひします。

四。厚生省の保護課ですね、出している「生活と福祉」百六十九号、赤で囲った箇所ですね。読みますね。教育を受けることはその者にとって一生の問題である。被保護世帯は子供の教育に将来の希望を懸けている。社会は高能率化時代に入り、相応の高等教育が要請されている等の理由により、被保護世帯の子供の修学をできる限り広く認めようというものの、高校又は高専での全国平均進学率が約八〇%となつた事情を考慮しているといふことですね。

資料の五、厚生省保護課が出している「生活と福祉」二百十七号、一九七四年のものですね。この、申し訳ないです、赤線部分、下線部分、副大臣、読んでいただいてもよろしいでしようか。

○副大臣(大口善徳君) 赤線部分ですかね。

「大学修学については、就学率等の実情等からみて一般的に世帯内修学（稼働能力の活用を要しない）を認める段階に至つていなさい」。

○山本太郎君 読んでいただいて分かるとおり、世帯分離の根拠、世帯分離の根拠は、稼働能力不活用としていることだと思います。要は、稼働できる能力があるにもかかわらず活用していない場合は世帯分離ですよということですね。改めて聞きます。世帯分離の根拠、稼働能力不活用ということによろしいでしょうか。

○副大臣(大口善徳君) 障害等を負つて稼働能力のない方につきましても、生活保護法第三条の規定によつて、これは生活保護を受けながら大学や専門学校等へ通学することは含まれていないと、こういう考え方でございます。

○山本太郎君 ちょっとお答えが違うかなと思います。私が聞いているのは、世帯分離の根拠といふ話をしているんですね。世帯分離の根拠は稼働能力不活用ということでよろしいですか、いかがでしょうか。

○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げます。生活保護法第三条に規定をいたしますこの法律により保障される最低限度の生活に、保護を受け

ながら大学や専門学校等へ通学することは含まれていよいというふうに考えてござります。

○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、過去、国会でお答えをしたことがあるかどうかということを私は、保護は資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としていることから、生活保護世帯の高等学校卒業者であつて稼働能力がある方につけましては、仮に世帯分離という取扱いがなければ、高等学校への修学によって得られた技能や知識を活用して就労していただくことが求められます。

しかしながら、大学等への修学が御本人や世帯の自立助長に効果的と認められる場合もあることから、この場合、世帯分離を行うことにより、同居を続けながら大学等に修学できるようにしていくことと定めています。

○山本太郎君 済みません、私が聞いているのは、世帯分離の根拠は何ですかってことしか聞いていないんですよ。それを何先回りしていろんな言い訳しているんですかってことなんですよ。

世帯分離の根拠について生活保護法の三条で説明したこと、今まで国会の中であるんですか。世帯分離の根拠について問われたときに、三条を根拠に答えたことあるのかつて話なんですよ。ないでしよう。何分つてているんですか。四条の一項でしょ。違つんですか。世帯分離の根拠聞いているんですよ、さつきから。

○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げます。

世帯分離を行なう根拠ということで申しますと、生活保護法第三条に規定がある、先ほど申し上げたところでございます。これを以前に答えたことがあるかどうかについては、ちょっとと私、今定かでございません。

○山本太郎君 まあまあ、子供の貧困なくすとかどうのこうの言つていて、これから私が質問しようとしている内容を鑑みて、いろんな言い訳を考えているわけでしよう。何としても子供たちに貧困から脱出させなきゃいけないというような大綱を作つておきながら、実際にあなたたちが答えていることつて全然逆じやないですか。新たな考慮

要素、ハードルを設けて、いかにしてそれを受けさせないようにするかつてことしかないじゃないでしよう。

○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げま

つ重要なことがその中に含まれていました。世帯内修学、要は保護世帯から進学を認めるか否かの判断、これ就学率で見ていたということが分かると思うんですね。その就学率を見る場合には、低所得世帯だけじゃなくて、全世帯、全国平均を比較対象としてきたということが先ほど副大臣に読んでいたいたものの中からも分かると思いま

す。

○山本太郎君 これ、今までの答弁の積み重ねとか変わつていくんじゃないですか、世帯分離。

○山本太郎君 うとういう根拠は、今申し上げた生活保護法の第三条と考えてございます。

これ、稼働能力不活用ということが根拠だということがずっとと説明されています。

○山本太郎君 じゃ、お聞きしますけど、今、私が先ほど資料としてお付けした保護課が作られているやつ、これ、「生活と福祉」、厚生省社会局の保護課が作った「生活と福祉」、それぞのルールに従つてこういう意味でこういうことをやつていてるんだって解説を書いているやつ。この中に、三条がだつて解説を書いているやつ。この中に、三条が根拠で世帯分離なんだ、世帯分離の根拠は三条なんだって書かれたものが今まで出てるんですか。

○山本太郎君 まあまあ、子供の貧困なくすとかどうのこうの言つていて、これから私が質問しようとしている内容を鑑みて、いろんな言い訳を考えているわけでしよう。何としても子供たちに貧困から脱出させなきゃいけないというような大綱を作つておきながら、実際にあなたたちが答えていることつて全然逆じやないですか。新たな考慮

要素、ハードルを設けて、いかにしてそれを受けさせないようにするかつてことしかないじゃないでしよう。

○山本太郎君 何言つているんですか。三条は保

障されるべき生活水準、保護基準のレベルの話。

私が聞いているのは世帯分離の根拠。世帯分離の根拠が三条から説明されたことあるのかつて、国

会の中で。ないでしよう。四条一項しかないん

じやないですか。いかがですか。

○政府参考人(八神敦雄君) 先に行きますね。

いうことですね。保護家庭からの受験は一発勝負なんだから、ほとんどがということです。

もう一回、話戻ります。

一般世帯での進学率八一・五パー、保護世帯進学率三五・三パー。資料の七、二〇一七年一月二十六日、衆議院予算委員会、当時の塩崎厚生労働大臣、こう言っています。「八割ぐらいの子供さんが高校に行くようになつた段階でもう既に、全て生活保護費の中でも高校に行けるようにした」と。これ、過去のことを言つていてありますよ。基準は何になるといつたら、やっぱり進学率など、特に進学率という部分をクローズアップして考えるということを塩崎大臣もお答えになつてゐるという話ですよ。高校進学で世帯分離をやめたのも、全国平均進学率約八〇パーとなつた事情を考慮して決定した、塩崎大臣もそのようにお答えになつています。

貧困の連鎖を止める気があるなら、高等教育を含む進学にも、進学率を見れば、世帯分離措置やめて世帯内修学認める段階に来ているんじゃないでしょうか。これやるために法改正必要ないんですね、社会援護局長通知を変えるだけで簡単にできることがあります。副大臣、お願ひします。

○副大臣(大口善徳君) 今委員から、高等教育への進学率の数字を御提示ありました。

生活保護世帯が三五・三%ということ、全世

帯は、これは現役からの進学が七三・〇%だと、こういう数字をいただいていまして、多分、委員はそれに浪入して入学した人も入れての計算をされているのではないかなどは思つております。確かに、こういう進学率の差があるということは明確なわけであります。

ただ、これで、進学率だけでこの判断をするものではない、生活保護を受けながら大学等へ進学、通学することを認めるか否かについて、一般世帯における大学等の進学率のみで判断するものではないと考えています。

一般世帯でも高校卒業後に大学に進学せずに就

職する方が一定程度おられることが、こうした方や、低所得世帯でアルバイトなどで自ら学費や生活費を貯いながら大学等に通う方のバランス、そして一般世帯における奨学金の活用状況や他の制度における進学支援の状況等についても総合的に考慮する必要があると、こう考えておりまして、

そういう点で、今回、大学等修学支援法はそういうことを国の制度としてこういう法案がなされたということで、経済的理由によって高校を卒業して進学への道を、これを閉ざすことのないようにということで法案が可決、成立したと考えております。

○山本太郎君 濟みません、これまで、全国の進学率が八〇%を超えるかどうかというのを世帯分離の取りやめの判断基準として説明してきたんですよ。塩崎大臣だってそうだったた

め。その内容について、これ浪人生が含まれているよね、浪人生含まなかつたら七三%程度なんだというお話をされました。でも、これ一般家庭でないと浪人なんてできないですよって話なんですよ。保護家庭でできますか。無理ですよ。進学の意思があるとして、たとえ受験に失敗しても翌年もチャレンジできるというような浪人生というのを、これ進学率の中に含めてもいいものじやないですか。

いです。

○副大臣(大口善徳君) 私は、その委員の数字の提示について、何といいますか、浪人を入れることについて別に何らかの異論を挟むものではないんでありますけれども、私どもが今持つていてる数字はそうであるということになります。

何回も繰り返しお答えするようになりますけれども、生活保護制度としては、今この法三条の解釈ということを繰り返し述べているところでござります。

ただ一方、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するために、進学準備のための一時金の給付制度の創設、これは、生活保護受給世帯の子供が大学に進学をする際に新生活を立ち上げる費用として一時金給付、これは自宅通学で十万円、自宅外通学で三十万円を創設をさせていただいた。あるいは、自宅から大学への進学の場合の住宅扶助費の減額を止めなどの取組も行つてあることは、これまで世界的におこなわれています。

○山本太郎君 といふことは、あれですよね、

も。でも、そういう成果発表するときにそれを使ふんだしたら、こつちにも適用してよという話なんですよ。だつて、どうやって貧困のスパイアルから抜けますか。生涯賃金圧倒的に違うつ

くも高卒でも人間らしい暮らしできるんだつたら、みんな大学行きませんよ、全員がね。でも、みんなが何とか大学、借金背負つてまで行こうと思ふのは、生涯賃金が余りにも違ひ過ぎるから。じゃ、この貧困家庭、言い方は悪いけれども、保護世帯というようなところに対し、これ、それも認められないってどういうことなんですかと

いうことですよ。これ浪人生も含めた上で話前向きに考えていくべきじゃないですか。これ、通

知だけでいいけるんですよ。法改正要らないんですよ。是非お願ひしたいんです。副大臣、もう一度

度。

○副大臣(大口善徳君) 私は、その委員の数字の提示について、何といいますか、浪人を入れることについて別に何らかの異論を挟むものではないんでありますけれども、私どもが今持つていてる数字はそうであるということになります。

何回も繰り返しお答えするようになりますけれども、生活保護制度としては、今この法三条の解釈ということを繰り返し述べているところでござります。

ただ一方、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するために、進学準備のための一時金の給付制度の創設、これは、生活保護受給世帯の子供が大学に進学をする際に新生活を立ち上げる費用として一時金給付、これは自宅通学で十万円、自宅外通学で三十万円を創設をさせていただいた。あるいは、自宅から大学への進学の場合の住宅扶助費の減額を止めなどの取組も行つてあることは、これまで世界的におこなわれています。

○山本太郎君 といふことは、あれですよね、

しいですか。いかがなんですか。

○副大臣(大口善徳君) ですから、進学率だけでは判断できない、他の制度等も総合的に考えておるというところでございます。

○山本太郎君 もうシヨックですよ、それ。

シヨック。福祉の党に属されていて、今厚生労働省としての副大臣を務めいらっしゃつたら、これ食らい付いてくださいよ。本当にこの貧困の問題解決するというのを恐らくこれまですごく熱心にやられてきた方だと思うんですよ。力貸してほんでもあります。というよりも、力發揮してほしいんですよ。そういうよりも、力發揮してほしいんですよ。そのポジションにいるなら。

これまでだつて、考えてみてくださいよ。進学率という部分を大きく見てきたんですよ。塩崎大臣も答えていらっしゃるじゃないですか。それを今更そういうところにどんどん話をすり替えていく必要がどうしてあるんですかって。どうし

て余計なハードルを設けてくるんですかって。こ

れまでは進学率というところを一番に見ていたんだ

だつて、それを大きくそらせると、何の意図があるんだつてことですよ。貧困問題解決する気がないとしか言いようがない。

次の話題に行きます。

大阪府守口市の母一人子一人の母子世帯、広汎性発達障害を持つA君について、資料の八、読売新聞記事。A君は二級の特別児童扶養手当を受給、これは日常生活が著しく制限受けるものなんですね、重い障害を持つ子供に支給をされます。

絵画コンクールで入賞するなど幼い頃から絵を描くのが大好き。本人の希望もあって、その能力を生かせるようになると、漫画、イラストの勉強ができる高等専修学校に進学。卒業に当たり、A君のお母さん、A君には障害があるから、専門学校に進

学せず家に引きこもつていれば保護費は出すけれども、進学すれば保護費は打ち切ることになると言われたそうなんですよ。こんなむちやくちやな

話ありますか。

A君、二〇一七年四月に卒業後、系列の専門学校に進学、すると世帯分離が決定されちゃつた。

つまり、A君の分保護費減らされることになった。稼働能力ないんですよ、彼は。主治医の診断書もある、働けない。A君、バイトもできない。奨学生金の借入額増やして、修学費用だけでなくA君の生活費、医療費に充てることになった。A君のお母さんは、A君にはそもそも稼働能力がないので世帯分離の前提を欠くとして、大阪府知事に審査請求を提議。二〇一八年五月、大阪府からの照会が、稼働能力を有しない、資料の九見てもらえますか、これ、大阪府から照会しているんですね、厚生労働省に、こういうことと言われたんですけど、こういう内容どうなんですかというお問合せです。稼働能力を有しない者に世帯内修学が認められる余地があるかに対し厚労省が回答。その回答の肝は赤線部分なんですね。端的に言うと、稼働能力というのは関係ないと、一般低所得世帯との均衡等に鑑みるんだよと、厚労省突き放すんですよ。

けれども、十月に大阪府の行政不服審査会では請求人の主張を認めて認容の答申、つまりは世帯分離決定を取り消す答申。十二月、大阪府知事が認容裁決、ただし、厚労省の回答と審査会答申を両論併記して、守口市に再検討と丁寧な指導、助言を求める内容だった。もっと踏み込んでほしかったんですけどね。でも、踏み込めなかつたって。どうしてかつて、厚労省が先に言つちやつているからということなんですよ。結果、二〇一九年三月、守口市は再度世帯分離を決定しちゃつたつて。

これ、二年間ですよ、二年間にわたって審査請求争つて認容裁決得たのに、守口市による振出しによる無慈悲な決定の理由は何かといつたら、厚労省が稼働能力ない者も世帯分離せよと言つていいからだと。大きな矛盾ですよね。さつきから言つてはいる世帯分離の根拠はとここの話で、ずっとと抜け続けていたのはここにつながるんですよ、ここにつながるんですよ。そもそも稼働能力不活用が世帯分離の根拠であると。障害などで稼働能力も

ないお子さんについては、現行の通知を前提としても世帯分離をする根拠がないんじゃないですかって質問するつもりだったんですけど、時間がないので私が言います。生活保護法第三条の規定にある、この法律により保障される最低限の生活に保護を受けながら大学や専門学校等へ通学することは含まれていないと考えておりますと。何だそれって、また三条かよって話ですね。

大阪府に回答した一般低所得世帯との均衡等とは一体何なんだって聞いたんです。一般低所得世帯って何なんだっていう話なんですかれども、まあバランス見るんですけどっていう話なんですね。でも、それ、低所得世帯とのバランス見ていたら、それ貧困から脱出できるはずないやんってことですよ。保護世帯も低所得世帯ももっと引き上げられる状況になきや、この国どうなるんですかって話ですよ。スパイアラルから抜けるつてそういうことでしようつて。低所得世帯に合わせて見ていくんですけどみたいな話になつていたら、いつまでも抜けられるはずもない。やる気がないというよりも、解決しようという気概がないって話なんですね。で、言つてきたことが、社会保障審議会の報告書だという話なんです、先ほど副大臣の方からも読んでいただいたと思うんですけどね。

今まで世帯分離の法的根拠として稼働能力不活用以外の理由が説明されたことはないんですよ。何でここに来て違う理由持ち出すんですかってことなんですよ、いろんな場面において。どうしてわざわざハードル上げようとするのつて。

大学生の世帯内修学認める段階にないつてされていた根拠というのも一般世帯全体の進学率だった。どうしてここに来て審議会の報告書に記載されたたつた一つの意見だけをもつて低所得世帯といふ言葉を持ち出して、どうしてまたハードル上げるのつて。余りにもあり得ないですよ、やつていることがね。

というか、もう明らかじゃないですか、やるべきこと、はつきりしていますよねということなんですよ。教育を受けてもらう、国がバツクアップを返

する、それによつて将来、そのスパイアラルから抜かれるような状態にするというのが本当の手順ですね、保護世帯も一般低所得世帯も。ということは、じゃ、見なきやいけないと、このように思つています。

○山本太郎君 済みません、少なくとも障害など稼働能力のない子供が大学、専門学校に進学したときには世帯分離しなくてもいいという通知を明記していただきたいんですよ、その話なんですよ。

○山本太郎君 済みません、少なくとも障害など稼働能力のない子供が大学、専門学校に進学したときには世帯分離しなくてもいいという通知を明記していただきたいんですよ、その話なんですよ。

○山本太郎君 済みません、少なくとも障害など稼働能力のない子供が大学、専門学校に進学したときには世帯分離しなくてもいいという通知を明記していただきたいんですよ、その話なんですよ。

○山本太郎君 はい。

文科大臣、厚労大臣とこの件を是非お話ししたいだきたいんです。前に進めていただきたいんです、子供の貧困問題。お話ししていただけませんか。いかがでしょう、最後に。

○委員長(上野通子君) 時間ですので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(柴山昌彦君) 政府として、トータルで考えていく問題だと考えております。

○山本太郎君 終わりります。

○委員長(上野通子君) 時間ですので、簡潔にお願いします。

○委員長(上野通子君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時開会

○委員長(上野通子君) ただいまから文教科学委員会を開いています。

○副大臣(大口善徳君) そういうこともあって、大学等修学の支援法が本当に皆様の御理解を得て成立をしたと思うんですね。住民税非課税の方だけじゃなくて、準ずる世帯についても給付型、返

さなくともいい奨学生金、そして授業料、入学金の減免をしている。国全体としてこれはしっかりと進めています。

び元榮太一郎さんが選任されました。

○委員長(上野通子君) 休憩前に引き続き、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○新妻秀規君 まず、外国人の児童の学習環境の整備につきまして、無支援の課題への対応につきまして、これ中村政務官に御答弁をお願いしたいと思います。

ここで、皆さん、資料一を御覧ください。これ、帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状なんですが、この上の方には、日本語指導が必要な児童生徒が多様化しているという言葉の問題、たくさんの言語を母語とするような、その言葉も多様化していまして、また二つ目に、この下の半分ですね、日本語指導が必要な児童生徒、集住化とともに散在化の傾向が見られる。この左の下側のグラフを見ると、公立小学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校数、在籍がない学校は七七パーある一方で、在籍があるという学校が二二・七パーと、五分の一を超えているという状況です。

じゃ、この内訳どうかというと、この在籍からちょっと右の方に円グラフが出てるんですねけれども、一人というところが三千校近く、二人が千三百校、三人が大体六百校、四人が三百六十校、五人以上が千六百六十三校ということです。四人以下の学校が結構多いですね。また、この下の右のグラフにあるとおり、市町村で見たらどうかというと、公立小中高等学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数、在籍ありが九百三十三市町村というところで、もう半分を超えている、こういう現状があるわけです。

義務標準法が二〇一六年に改正されまして、日本語指導が必要な児童生徒十八人に対して一人の教員の配置を目指すとなりまして、この四月の入管法の改正施行を前に政府が示した総合的対策に

は、外国人児童生徒の教育等の充実として五億円の予算が計上されました。具体的対策としては、組んでいくのでしょうか。政務官、よろしくお願ひします。

○大臣政務官(中村裕之君) お答え申し上げま

る。このようになります。

しかし、二〇一六年に文科省が実施をした日本語指導が必要な児童生徒の調査によりますと、外

国人が在籍する学校、今見たらちょっと新しくなって七千二十校あります、うち二十人以上が在籍するのは三百五十九校ということで、全体の五・一%にすぎないと。つまり、十八人に一人の教員の配置が実現したとしても、大多数を占める散在校、散在地域の学校は対象外、蚊帳の外になっちゃうわけなんですよ。

ここで、資料の二、御覧ください。

これ、つい二週間くらい前ですか、毎日新聞が

文部科学省に対して資料要求を行つて、それをまとめた独自の結果です。この右側の表が毎日新聞が集計をした表になつておりますが、これを見て

も、全國に今こうした日本語の教育が必要な児童生徒が本当にたくさんいらっしゃって、注目すべきはこの右から二つ目の列なんですね。無支援状態の児童生徒、これ、一千万八十一人もいますよ

ということなんですね。

こういう全国に今こうした無支援のお子さんの広がりが見られるという状況なわけなんです。こ

れは、外国人の集住地域に、集住地域じゃなくて散在しているところにこうした課題が多いんじゃないか、こういう推測ができるわけなんです。

資料三、この次のページなんですが、こ

れも同じく新聞記事からなんですが、『現場まかせは限界』というふうに下二段に書いてあ

ります。

ちょっと紹介しますと、毎日新聞の情報公開請求で、日本語指導が必要とされる児童が無支援状態となる現状が全国に広がり、常態化していることが明らかになつた。外国籍児が増えていること

が明らかになつた。外国籍児が増える一方で、指導のスキルがある教員が不足していることが主な要因だ。日系人労働者の受け入れを認めた一九九

〇年の改正入管法施行後、文部科学省は教材の作成や専門性を持つ教員養成の研修を実施するなど、日本語教育の必要性を認識してきた。しかし、教員の多忙化などで施策は広がらず、開示資料にも、指導者がいない、指導法が分からなかつたり教材がなかつたりするとの記載が多く確認された。

ちょっと飛ばしまして、下の段の中ほどです。自治体の予算規模には差があり、日本語教育を担う教員の育成、確保を同じレベルで進めるのは難しい。文科省は、教員のスキルアップで解消があるだろうか。

こういう問題提起がされているわけなんですね。これ、本当にもつともだなというふうに思いました。

このように、散在地域の対応とか多国籍化、指導者不足というのは大きな課題と私も受け止めているところなんですが、ここで、散在地域の対応、どのように考えていくのでしょうか。

また、総合的対応策、先ほど政府がこの四月の入管法改正案を前に発表したこの対応策には、日本語指導の補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築も盛り込まれましたが、指導者不足は深刻で、この二〇一六年度の調査によりますと、日本語指導が必要なおよそ四万四千人の児童生徒のうち一万四百人が、文科省の先ほどの資料開示では一万何人でしたっけ、一万百八十一人でした

が、文科省の調査は約一万四百人ということなんですが、それでも、一万四百人が指導者がいないことを理由に無支援状態にあるという状況です。

こうした課題に対しまして、文科省は浮島副大臣を座長とした特別の検討チームで総合的対応策の具体化に乗り出していると伺っています。省の担当者は、日本語指導を担当する教員を養成、研修するモデルプログラムの開発を進めていま

す。

○新妻秀規君 そうした取組の中で好事例が出てきましたら是非とも全国展開をして、そうした事例が共有をされて、外国人の児童生徒がちゃんと授業に付いてこれるような、そういうた万全の体制を敷いていただきたいと思います。また、民間

の力の活用についても先進地域がありますので、是非とも積極的な展開をお願いをしたいと思っていま

す。

にありますけれども、この課題にどのように取り組んでいくのでしょうか。政務官、よろしくお願ひします。

○大臣政務官(中村裕之君) お答え申し上げま

る。このようになります。

しかし、二〇一六年に文科省が実施をした日本語指導が必要な児童生徒の調査によりますと、外

国人が在籍する学校、今見たらちょっと新しくなって七千二十校あります、うち二十人以上が在籍するのは三百五十九校ということで、全体の五・一%にすぎないと。つまり、十八人に一人の教員の配置が実現したとしても、大多数を占める散在校、散在地域の学校は対象外、蚊帳の外になっちゃうわけなんですよ。

ここで、資料の二、御覧ください。

これ、つい二週間くらい前ですか、毎日新聞が

文部科学省に対して資料要求を行つて、それをまとめた独自の結果です。この右側の表が毎日新聞が集計をした表になつておりますが、これを見て

も、全國に今こうした日本語の教育が必要な児童生徒が本当にたくさんいらっしゃって、注目すべきはこの右から二つ目の列なんですね。無支援状態の児童生徒、これ、一千万八十一人もいますよ

ということなんですね。

こういう問題提起がされているわけなんですね。これ、本当にもつともだなというふうに思いました。

このように、散在地域の対応とか多国籍化、指導者不足というのは大きな課題と私も受け止めているところなんですが、ここで、散在地域の対応、どのように考えていくのでしょうか。

また、総合的対応策、先ほど政府がこの四月の入管法改正案を前に発表したこの対応策には、日本語指導の補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築も盛り込まれましたが、指導者不足は深刻で、この二〇一六年度の調査によりますと、日本語指導が必要なおよそ四万四千人の児童生徒のうち一万四百人が、文科省の先ほどの資料開示では一万何人でしたっけ、一万百八十一人でした

が、文科省の調査は約一万四百人ということなんですが、それでも、一万四百人が指導者がいないことを理由に無支援状態にあるという状況です。

こうした課題に対しまして、文科省は浮島副大臣を座長とした特別の検討チームで総合的対応策の具体化に乗り出していると伺っています。省の

担当者は、日本語指導を担当する教員を養成、研

修するモデルプログラムの開発を進めていま

す。

○新妻秀規君 そうした取組の中で好事例が出て

きましたら是非とも全国展開をして、そうした事

例が共有をされて、外国人の児童生徒がちゃんと

授業に付いてこれるような、そういうた万全の体

制を敷いていただきたいと思います。また、民間

の力の活用についても先進地域がありますので、

是非とも積極的な展開をお願いをしたいと思いま

確認された。休暇取得は年間五日未満が最も多く、小学校で五二%、中学校で六〇%を占めた。病気や多忙などを理由に教諭への降任、要是副校長とか教頭からもう先生に降りちやうということを希望するケースも相次いでいる。二〇一六年度には全国で百十人の教頭らが自ら希望し、一般教員に降任をしている。要は任を降りている。教頭の不足はますます深刻化している。こういう記事なんです。

こうした現状で、本当、もう管理職の選考を受けることを控えているという現状もあって、実際東京都では、この管理職選考試験の倍率、ほぼ一倍という状況なんですよね。

ここで、深刻な状況を改善するために、この管理職の教員について職場環境の改善の対応を是非とも検討していただきたいと思うんですけれども、文科大臣、見解をお願いします。

○国務大臣(柴山昌彦君) 御紹介をいただきました副校长、教頭が最も勤務時間が長い職となつてゐることは、まさに学校組織の要がマネジメントの役割を果たす上で大きな課題となつてゐるといふことだと思います。中でも、調査的回答、学校納付金の処理、そういう事務に関する業務が一日四時間と大きな負担となつてゐることが極めて大きなポイントとなつておりますので、この学校事務の削減や効率化を進めることが喫緊の課題になつてゐるということにならうかと思います。

そこで、学校や教師でなければできないことに集中でくるように、業務の明確化や適正化の徹底を図つた上で、文部科学省や教育委員会から発出される調査などについて精選をすること、校務支援システムなどＩＣＴの効果的な活用をすること、学校徴収金の公会計化、スクールサポートシステムの配置などを一体的に図りまして、学校全体の事務作業の効率化に向けた取組を推進してまいります。

こうした働き方改革を進めながら、学校における人、物、金、時間、情報といった資源を柔軟に再配置する学校マネジメントがますます重要な

なつてまいります。副校長や教頭が学校マネジメントに真正面から取り組めるように、職場環境を改善してまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 是非、今おっしゃった方向で改革を進めていくいただいて、また、状況を是非ともフォローアップして、是非とも継続的な改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、ビッグサイエンス、基礎研究への支援拡充、これまた文科大臣にお伺いをしたいと思ひます。

ブラックホールの影を史上初めて捉えたという快挙を心からたたえたいと思います。この成果を導いたのは天文に係る国際共同プロジェクトでありまして、このブラックホールの撮影計画、二〇〇六年頃から始まりました。現在、アメリカやヨーロッパなど十七の国・地域から三百七人の研究者がこの資料五のイベント・ホライゾン・テレスコープ、事象の地平線のそうしたプロジェクトにおいて携わっているということです。国立天文台や工学院大、また海外などで研究する二十二人の日本

研究者がこの資料五のイベント・ホライゾン・テレスコープを果たしておられます。

○国務大臣(柴山昌彦君) この資料五のよう、国立天文台のアルマ望遠鏡、これ一番右上ですね、このアルマ望遠鏡がほかの国の望遠鏡と結びまして、仮想的に口径一万台に匹敵する仮想望遠鏡をつくつて観測をして、得られたデータを処理するアプリケーションの開発とか理論シミュレーションとの比較などに携わる理論チームの活躍まで、非常に重要な貢献をしたというふうに伺っています。

過去には、国際的な望遠鏡の観測プロジェクトに日本が予算を拠出できずに計画が遅れるということもありました。理学は確かに実用性という観

価値なんじゃないかな、貢献なんじゃないかなと思うわけなんです。

ここで資料の六なんですが、これは国立天文台が属する大学共同利用機関法人の予算額の推移なんですが、ここで、アルマ望遠鏡などの大型プロジェクトの予算はこの赤い棒で示されています。長期的に見ると、ずつと下がつた後、下げ止まつて横ばいという状況です。でも、この資料七に示すように、今回のアルマ望遠鏡、このブラックホールの影を捉えたプロジェクトも含む大规模学術フロンティア促進事業なんですが、この上側の表に示すように、このすばる望遠鏡、アルマ望遠鏡、もうトップテン論文の割合も非常に高くて、国際共著割合も高くて、しかも、この左側の段々グラフにあるとおり、若手も大活躍をしている、こういう大きな成果を上げているわけなんです。

こうした活動を是非とも後押しをしていただきたいんですけども、予算の拡充、確保、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) こうした活動を是非とも後押しをしていただきたいんですけども、予算の拡充、確保、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 学術研究の大型プロジェクトは世界の最先端の技術や知識を結集して人類未到の研究課題に挑むものであります。我が国の研究力向上や国際社会におけるプレゼンスの向上にも大変大きな意義のあるものと考えております。

こうしたプロジェクトは国立天文台を設置する大学共同利用機関法人などが担つていて、それほども、文部科学省といたしましても、学術研究のフロンティア促進事業などにおいて、令和元年度予算では対前年度三十三億円増の三百五十九億円を措置するなど、積極的にその推進に取り組んでいます。

そしたら、今年の二月にもう私的には大変うれしいニュースがありました、それは、東京オリンピックの組織委員会がこういう発表をしたんですね。大会中の全ての競技会場の敷地内で、建物内だけじゃないんです、敷地内で、加熱式たばこも含めてもう全てのたばこについて完全禁煙とするという方針を打ち出したんですね。

実は、国の健康増進法でも東京都の条例でも、スポーツ施設というのは、施設内は禁煙だけれども、敷地内には喫煙所を置いて、そこで吸つていいという法的な枠組みなんですね。私、これじゃ物足りないといって随分文句言つたんですが、でも、そうやつて決まつてしまつたんです。

しかし、オリンピック施設、オリンピックの会

と承知をしております。

先般、研究力向上改革二〇一九をお示しをし、研究人材、資金、環境の改革に全力で取り組んでいるところでありまして、今後とも、こうした研究力の向上に向けて大学共同利用機関法人などが実施する大型学術プロジェクトの着実な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 終わります。

○松沢成文君 日本維新の会・希望の党の松沢成文でございます。

私は、まず、オリンピックに關係して質問をしたいと思います。ただし、ゴルフ場の会場問題ではなくて、今日は、たばことスポーツの観點から質問をさせていただきます。

私は、東京オリンピックやラグビーのワールドカップまでにしっかりと受動喫煙防止対策をやらないと恥ずかしいと。それは、やっぱり国際条約にも日本は入っていますし、あるいはIOCやW

Hの持つ協定の精神に向けてもきちっとやるべきだということで、この委員会や予算委員会でも、受動喫煙防止の対策を進めなきやおかしいぞということを何度も質問してきました。ようやく国会の方でも受動喫煙対策の法律ができ、開催地の東京都でも受動喫煙防止法というのができて、形は整つたんです。

そしたら、今年の二月にもう私的には大変うれしいニュースがありました、それは、東京オリンピックの組織委員会がこういう発表をしたんですね。大会中の全ての競技会場の敷地内で、建物内だけじゃないんです、敷地内で、加熱式たばこも含めてもう全てのたばこについて完全禁煙とするという方針を打ち出したんですね。

実は、国の健康増進法でも東京都の条例でも、スポーツ施設というのは、施設内は禁煙だけれども、敷地内には喫煙所を置いて、そこで吸つていいという法的な枠組みなんですね。私、これじゃ物足りないといつて随分文句言つたんですが、でも、そうやつて決まつてしまつたんです。

場は、施設内だけじゃなくて敷地内も含めて全面禁煙でいくという、私的には非常にすばらしい方針を打ち出していたんだですが、ます、今日は鈴木オリパラ大臣に来ていただきておりますけれども、こうした法令よりも厳しい規制となつた経緯を簡単に説明いただきたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) オリンピック・パラリンピック大会におけるたばこの取扱いにつきましては、二〇一〇年にIOCとWHOが合意をいたしましたたばこのないオリンピックということ踏まえまして、原則屋内禁煙とされてまいりましたけれども、IOCからの指示に基づいて、二〇一八年の平昌大会では敷地内禁煙となつたと承知をしております。

二〇二〇年東京大会でありますと、組織委員会によりますと、IOC側の強い意向と日本における禁煙意識の高まりを踏まえまして、観客及び大会スタッフは加熱式たばこも含めて競技会場敷地内を完全禁煙とする、そういう方針に決めたといふことを聞いております。

○松沢成文君 すばらしいと思いますが、ちょっとここで確認したいんですけど、じゃ、オリンピックの会場、関連施設の中に、例えば練習場なども入るんでしょうか。それから、今のオリンピックはパブリックビューイングというのを自治体主導でどこか施設の中でやつたり、公民館でやるときもありますよね。あと、何か最近はライブサイトといつて、外でパブリックビューイングをやつちやうと、こういうのもあるんですね。

これも私は、広く言うと、オリンピックに来た観客やオリンピック関係者を受動喫煙から守るという意味では、こういうところも全て敷地内全面禁煙とすべきだと思いますし、そうなつていることを期待するんですが、大臣、そこはいかがなんでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先ほど申し上げました組織委員会の禁煙方針は、組織委員会が管轄する競技会場、それから練習会場のほか、同委員会が管轄するパブリックビューイング会場など、観客

が存在する場所を対象とするものと聞いております。

一方、組織委員会が管轄しないパブリックビューエィング会場などについては、その管理主体がたばこの取扱いを定めることになつております。

○松沢成文君 検討が行われているのであれば、是非ともオリパラ大臣の方から、国会でもこういふ意見が出たということで、やっぱりどこが主催しようが、国関係であろうと自治体関係であるうと、これはもうやっぱりオリンピックの一環として行われるわけですね、イベントですよね。それで、海外から来たお客様なんかは、例えば国立競技場では敷地内全面禁煙になつて、ああ、さすが日本、先進国だな。でも、パブリックビューイングの方に行つたら、見てくる後ろで喫煙所があつて、そこからたばこもくもくだつたと、何なんだとこれはと、こうなりますよね。

ですから、これは国の施設であろうと地方の施設であろうと、オリンピックのレガシーとしたいわけですから、この受動喫煙対策を、是非ともオリンピック関連施設は全て敷地内禁煙でやるべきだというような意見を伝えていただければ大変有り難いと思います。

次に、実は四年前に、三年か四年前にこの委員会でもトレーニングセンター、味の素ナショナルトレーニングセンターへ視察を行つた方、御一緒した委員さんもいらっしゃると思うますが、実はちょうどその頃、このトレセンで、NTCと呼びますよう、このトレセンでハンドボールの強化選手が施設内で集団で喫煙をしていたというのがちょっとニュースになりましたして、それで私も施設内でも問題提起して委員会でも取り上げました。そ

ういう経緯もあって、その選手たちは処罰を受けたんですね。

さて、それでこのNTCは建物内禁煙になつたんです、完全に。ところが、ここ、まだ敷地内禁煙じゃないんですよ。だから、外に喫煙所みたい

なものもあつて、これ、確かにこれがオリンピック関連施設だと言えるかどうか分かりませんが、ここでオリンピックの選手を強化するわけです。

特に、医学的見地からスポーツ科学を分析して選手強化につなげるわけですね。私はこのNTCも同様に、日本はオリンピックやるわけですから、敷地内禁煙しっかりと推進すべきだといふふうに思いますが、これは担当が多分文科大臣なんですね。文科大臣、いかがでしょうね。

○国務大臣(柴山昌彦君) 今御指摘をいたいたとおり、NTC及び隣接する国立スポーツ科学センターにおいては、屋内施設は全面禁煙なんですけれども、屋外については指定場所を除いて敷地内禁煙という立て付けとなつております。この敷地内の喫煙の在り方については、実は、ここは屋外テニスコートの一部施設を一般の方にも開放しているところでもありますて、そういうことも踏まえ、施設管理者であるJSCにおいて、関係者の意向も聞きながら十分に検討していくべきものと考えております。

○松沢成文君 私は、オリンピックをやつて日本の受動喫煙対策がしっかりと進んだと、まずオリンピック関連施設は全て敷地内禁煙でやるべきだと思っていましたけれども、これはまさに

東京大会のレガシーとして二〇二〇年以降も対策を継続していくことが私は望ましいと考えております。

委員が御指摘になられた大会終了後ににおける競技会場の受動喫煙防止対策につきましては、既に先般、健康増進法の一部を改正する法律が成立をいたしましたけれども、この当該法律に基づいて各施設の管理者である地方公共団体等が判断されることではありますけれども、スポーツ基本法において、スポーツが国民の生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものと規定されていることも踏まえて、各地方公共団体に是非受動喫煙防止対策を率先して進めることについて私どもも働きかけてまいりたいというよう考えております。

○松沢成文君 力強い方針を示していただけておりますけれども、文科省の方でも

オリンピックのレガシーとして継続してこの規制は続けていくという方向でやつていただけるものと信じております。

それともう一つ、私が五年前にこの問題を取り上げて安倍総理に予算委員会で質問したときは、実は、オリンピックの前にラグビーのワールドカップがあるんですね。ラグビーのワールドカッ

リンピックのためにやつたんだから、オリンピック終わつたら元の法律の範囲に戻せばいいから屋外はいいよなんというんじゃレガシーになりますね。オリンピックをやつしたことによって健

康レガシーをつくるわけですから、オリンピックを契機にすうつとこういう施設は敷地内禁煙、これが一つの遺産になつたんだというふうに私は捉えられるべきだと思いますけれども、オリンピック

後、こういう施設をオリンピックでやつた規制と同じように建物内禁煙と同時に敷地内禁煙ですうつと継続していく、そういう方向でよろしいんですね。

○国務大臣(柴山昌彦君) 大会組織委員会が競技会場における禁煙方針、先ほど鈴木大臣の方から御紹介をいただきましたけれども、これはまさに

東京大会のレガシーとして二〇二〇年以降も対策を継続していくことが私は望ましいと考えております。

委員が御指摘になられた大会終了後ににおける競技会場の受動喫煙防止対策につきましては、既に先般、健康増進法の一部を改正する法律が成立をいたしましたけれども、この当該法律に基づいて各施設の管理者である地方公共団体等が判断されることではありますけれども、スポーツ基本法において、スポーツが国民の生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものと規定されていることも踏まえて、各地方公共団体に是非受動喫煙防止対策を率先して進めることについて私どもも働きかけてまいりたいというよう考えております。

○松沢成文君 力強い方針を示していただけておりますけれども、文科省の方でも

オリンピックのレガシーとして継続してこの規制は続けていくという方向でやつていただけるものと信じております。

それともう一つ、私が五年前にこの問題を取り上げて安倍総理に予算委員会で質問したときは、実は、オリンピックの前にラグビーのワールド

これまで国際的なたばこ規制、受動喫煙防止対策をやつていきますというのが安倍総理の宣言で、それから始まつたんですね。受動喫煙防止対策の議論は、本格的にですね。

ところが、法律ができた、法律の規制は来年の四月からですから、ラグビーのワールドカップ、FIFAのワールドカップはこういう規制しなくていいのかということになつちやうと思うんですが、WHOの規定もメガスポーツイベントと書いてあるんです、オリンピックだけじゃないんです。FIFA、サッカーのワールドカップ、ラグビーのワールドカップ、そしてオリンピック、三大职业イベントは健康増進を図るためにきちっと受動喫煙防止対策をやつていこうというガイドを出しているわけですね。そうであれば九月のラグビー・ワールドカップでも会場の敷地内も含めて、建物内、敷地内の禁煙方針を私は打ち出すべきだと思うんです。

それで、いやいや、今からじや間に合いませんよと、大体こういう反論が出てくるんですが、お金は一つも掛からないんですよ、方針出せばいいんですから。例えば、喫煙所を造るとか新しい施設造るといつたら予算取んなきゃいけないでしょ。あと三ヶ月で来ちゃいますよ、間に合わないんですが、これはラグビーの組織委員会に言つて、やはりオリンピックだけじゃない、ラグビーのワールドカップからやろうという方向が示され、安倍総理が言つてから始まつたわけだから、法律的には来年の四月からの規制は始まるけれども、その前にきちつとした受動喫煙防止対策を打つてラグビーのワールドカップを迎えるよと、それをラグビーの組織委員会に是非とも文科大臣の方から提言というか、お願いしていくだけませんかね。これ、予算掛からないし日にも掛からないんですよ、決断だけなんです。いかがでしょうか。

○國務大臣(柴山昌彦君) ラグビーワールドカップ組織委員会では、全ての観客に快適な観戦環境

を提供することを目指した受動喫煙防止対策を取るということでおざいました。具体的には、今委員が御指摘のとおり、改正健康増進法の施行前ではありますけれども、この同法の方針に基づいて、原則屋内禁煙として、屋外においても、非喫煙者に配慮の上、必要な分煙措置がとられた場所に喫煙場所を設置する予定だということあります。

今、鈴木大臣から御紹介あつたオリンピック・パラリンピック施設とは違ふんすけれども、文部科学省いたしましては、引き続き、主催者であるワールドラグビー及び運営を行う組織委員会において適切な受動喫煙防止対策が講じられるようしっかりと働きかけていきたいと考えております。

○松沢成文君 私、いろいろ経験しているんですけど、スタジアムの中で、中は禁煙だけど出たところに喫煙所があつて、たばこもこもつて、よくあるんですよ。あれ、本当に何か雰囲気崩しますよね。もうやるんなら敷地内全部きちつとやつて、本当に空氣のきれいで健康的で、そういうスポーツ環境をつくるという、やっぱり私は政治の意思だと思うんですね。是非ともラグビーの組織委員会にも大臣から働きかけていただければと思います。

鈴木大臣、済みません、ありがとうございます。これで、次に、もう一点、たばこの問題なんです。

○委員長(上野通子君) 鈴木大臣、どうぞ御退室ください。

○松沢成文君 濡みません。

次に、国立大学における受動喫煙防止方針について伺います。

長崎大学は、本年四月から、教職員採用の募集要項にこううたつたんですね。受動喫煙から学生と教職員を守るために、喫煙する方の採用は見送らせていただきます。なお、採用後の喫煙を誓約していただけます場合はこの限りではありません。

○松沢成文君 私の知る限りでは、やっぱり長崎大学が初めてなんじゃないかなというふうに思います。

さて、大臣、今回の長崎大学の取組を大臣はどう

と求めています。また、今まで吸つても、もう就職したら絶対やめると約束してくれる方はその限りではないですね。

国立大学だけではなく今民間企業も、例えば星野リゾート、ファイザー、ロート製薬、セントラルスポーツ、ひまわり生命保険とか、もう幾つもの企業が就職の条件に喫煙者は勘弁してくださいということで、あるいは就業時間内の喫煙は禁止です。休み時間は別ですけど。たばこを吸いに何度も何度も席を離れる、それとたばこを吸わないでずっと仕事をしている人、不公平じゃないかという見方もあるしね。これを一緒に民間企業として推進していくこと、つまりは、禁煙推進企業コンソーシアムというのもできているんです。

さて、大学の環境ですけれども、大学生には未成年もあります。そして、教職員や学生、全ての学校関係者の命と健康を守るために受動喫煙防止対策を徹底していきたいと考えるのも、私は当然だと思います。それから、学生の規範となるべき教職員に喫煙者を採用しないとする今回の長崎大学の私は英断は支持したいというふうに思つてます。

まず、文科省にお聞きしますが、教職員採用でこのような喫煙者を不採用としている大学は、公立、私立を問わず、これまでに存在したでしょうか。文科省、把握していますでしょうか。

○政府参考人(伯井美徳君) 長崎大学は、御指摘いただきましたように、喫煙者を採用しないといふ方針を示されたわけすけれども、教職員の採用において喫煙者を採用しないという同様の方針を示している大学がこれまで存在していたかについては、国公私立問わずということでござりますが、文科省としては把握していないという状態でございます。

ですから、文科大臣として、大学生や職員、教授たちの健康を守るために受動喫煙防止を徹底していく、そのためには採用でもこういう方針打ち出していくべきでないかというような指導をしていく意思是ありますか。

○國務大臣(柴山昌彦君) 先ほど委員御自身がお示しをいただいたとおり、今回の長崎大学の取組は同大学の自主的な判断により行つたものであります。これを取り入れるかどうかはそれぞれの国立大学法人が個別に判断するべきものと考えております。

今委員がこれからの大規模トレンドですとか、あるいは健康、未成年者に対する影響、そういうことを挙げていただいたんですけれども、そういう

うことも含めて、各国立大学法人が自主的かつ的確に、適切に判断をしていただければというように思います。

○松沢成文君 ちょっとと関連して、実は、日本の小学校、中学校、高校、大学は、今、受動喫煙防止対策をもうかなり前から自主的に進めていて、それは未成年がいる、子供がいる空間ですからどんどんどんどん進めていて、もう自主的に九〇%が敷地内禁煙で頑張ってきたんです、法律ができる前なのに。しかし、今回の法律で、建物内は禁煙だけど敷地内は喫煙所を造つてオーケーというふうにしちゃつたので、一生懸命自主的努力をしてきて九〇%の学校が敷地内禁煙にしているのに、あら、法律で外はいいんじゃんということです、逆にそういうことを要求する教職員の方もいるんですよ、やっぱりたばこの好きな方は。じゃ、外にちゃんと造つて、そこで吸えればいいんだろ、じゃ、外の喫煙所造つてくれというような意見にもなつて、逆行してしまう可能性があるですよね。

ですから、そういうことに対する私は、やっぱり自立的効率でここまで受動喫煙防止の環境ができるに法がそれをおかしくしてしまう可能性もあると思って、その辺りは文科省として何か指導していく考えはあるんでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 今回のこの健康増進法一部改正法は、文部科学省といいたしましては、あくまでこれは受動喫煙を防止する方向のベクトルに進めていく政策の表れなんだよということです、教育委員会等に対しましては、通知等によつて各学校における受動喫煙防止対策の一層の推進を促すという取組を行つてきたところであります。

この改正法では、学校を含む第一種施設に特定屋外喫煙場所を設置できることはされているんですけども、あくまで原則は委員会指摘のところ敷地内禁煙でありまして、改正法は受動喫煙対策を、繰り返しになりますけれども、一層推進する趣旨のものであるということを繰り返しこれま

でも周知をしているところなんですけれども、引き続き、厚生労働省等の関係省庁と連携を図りながら、通知などによって、そうした受動喫煙による健康の悪影響などから児童生徒等を守るために、これまでの取組に逆行しないように各学校における受動喫煙対策の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 是非ともその方向でよろしくお願ひいたします。

次の質問に行きますが、ちょっと順番変えて、ちょっと江戸城天守閣の問題について質問をしますので、順番変わりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、大臣にお聞きしたいんですが、江戸城にも天守閣の再建というか復元構想があつて、NPOの皆さんのが一生懸命、私も入っていますが、市民活動を展開しているという事実を御存じでしたでしょうか。もし知つていたならば、そういう活動についてどのような認識をお持ちでしようか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 江戸城についても天守閣の復元を目指した活動があること、そのような活動のうち、NPO等の民間団体が主導するものがあるということについては存じ上げております。

大臣、私、こういうのを文化の成長戦略と言つているんですよ。文化振興で日本を成長させるんです。文科大臣として、これぐらいの政策、音頭を取つていただけませんでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 先ほど申し上げたとおり、文化振興のために大変貴重な運動だというふうに思つております。

ただ、御質問のこの江戸城の天守閣復元を実現するためには、歴史的建造物の復元は所有、管理する自治体が行うのが通例なんですけれども、今委員がお配りいただいた資料にあるとおり、これ、今皇居なんですね。誰が実施主体となるのかという問題、それから建築資金をどう確保するのかという問題、当時の建築様式で建造する際の耐震などの問題や、あるいは遺構保存への影響、皇室用財産の使用に係る問題といった様々な現代的な課題があるというように承知をしております。

文化財保護法との関係では、江戸城跡が特別史跡であるために、天守閣の復元を行う場合には文化庁長官の現状変更の許可が必要になりますけれども、天守台の所有者である宮内庁の同意が前提になることに加えまして、現在の天守台は実在し

は江戸城の三代目寛永度天守は物すごく大きくて、名古屋城や大阪城より全然大きかったんですね。それで、もしこれが復元できれば世界第二位の巨大な木造建築になるんです。第一位も日本にあって、東大寺大仏殿ですね。それに次いで第二位の大きさ、容積というか体積を誇る木造建築物であります。それで、一番、戦国時代から江戸時代になる最後にできた、徳川家の絶力を擧げて造つた天守閣ですから、日本の城郭技術の最高峰と言われています、その技術は。もしこれが宮大工の家に残つている建地割図に忠実に木造で復元できます。まさにすごい観光資源になるし、そして地域活性化にもつながるというふうに思つてはいるんですね。

大臣、私は、こういうのを文化の成長戦略と言つているんですよ。文化振興で日本を成長させるんです。文科大臣として、これぐらいの政策、音頭を取つていただけませんでしょうか。

大臣、私は、こういうのを文化の成長戦略と言つているんですよ。文化振興で日本を成長させるんです。文科大臣として、これぐらいの政策、音頭を取つていただけませんでしょうか。

大臣、私は、こういうのを文化の成長戦略と言つているんですよ。文化振興で日本を成長させるんです。文科大臣として、これぐらいの政策、音頭を取つていただけませんでしょうか。

ただ、御質問のこの江戸城の天守閣復元を実現するためには、歴史的建造物の復元は所有、管理する自治体が行うのが通例なんですけれども、今委員がお配りいただいた資料にあるとおり、これ、今皇居なんですね。誰が実施主体となるのかという問題、それから建築資金をどう確保するのかという問題、当時の建築様式で建造する際の耐震などの問題や、あるいは遺構保存への影響、皇室用財産の使用に係る問題といった様々な現代的な課題があるというように承知をしております。

文化財保護法との関係では、江戸城跡が特別史跡であるために、天守閣の復元を行う場合には文化庁長官の現状変更の許可が必要になりますけれども、天守台の所有者である宮内庁の同意が前提になることに加えまして、現在の天守台は実在し

た天守閣のための台よりも大きく、歴史的事実との関係をどのように整理をするのか、天守閣が再建されなかつたことを、これまで再現されていないんですけれども、どのように考えるのかということ復元した場合、基礎の設置など、遺構を損傷せずに建設することができるのかといつた課題があるというふうに伺っております。

そういうことをも含めて、文部科学省として専門的知見を生かした技術的指導や助言を試みたいと考えております。

○松沢成文君 そういう答弁になつてしまふのも仕方ないと思いますが、文化庁の立場とか行政の立場で、法律や規制がある、こういう問題をクリアしなきやできませんよつて、それは当たり前の話で、我々も研究しているんですが、ただ、法律や規制があつて難しいから、じゃ、できませんとなつたら何にも進まないわけで、そこはやっぱり政治家がリーダーシップを取つて、それを乗り越えてまでも新しい夢を実現しようという動きがあるかどうかによつて、私はこれは変わつてくるんじゃないかなと思つています。

例えば、江戸城天守復元になると五百億掛かると我々は計算をしています。これを税金でやるかどうかによつて、私はこれは変わつてくるんじゃないかなと思つています。

たゞ、御質問のこの江戸城の天守閣復元を実現するためには、歴史的建造物の復元は所有、管理する自治体が行うのが通例なんですけれども、今委員がお配りいただいた資料にあるとおり、これが、今皇居なんですね。誰が実施主体となるのかという問題、それから建築資金をどう確保するのかという問題、当時の建築様式で建造する際の耐震などの問題や、あるいは遺構保存への影響、皇室用財産の使用に係る問題といった様々な現代的な課題があるというように承知をしております。

文化財保護法との関係では、江戸城跡が特別史跡であるために、天守閣の復元を行う場合には文化庁長官の現状変更の許可が必要になりますけれども、天守台の所有者である宮内庁の同意が前提になることに加えまして、現在の天守台は実在し

が、今江戸城址は明治維新以降皇居になります。両陛下がお住まいでのこの巨大な西の丸ですよ。それから、北の丸と下にある皇居外苑というのは、北の丸は武道館がある方です、これもう既に環境省、ですから宮内庁ではないんですね、環境省にもう移管されていて、環境省が整備、管理をしているんです。今宮内庁が持っているのは、西の丸と東御苑なんですね。

この西の大と東御苑、つまり東御苑の方にまで
城の遺構はほとんど集まっています。天守閣の天
守台も、あるいは本丸御殿も、あるいは富士見や
ぐらとか、そういう現存するやぐらとか、あるいは
は大手門、平川門なんかも全部こちらに集まつて
いるんですね。ですから、ここ、こちらを城址公
園として整備すると、この江戸城天守がだんだん
復元していくわけですよ。

それで、逆に西の方は広大な領地です。この中にはほとんど宮内庁、天皇陛下関連施設が入っているわけで、私は、この江戸城の天守を復元するためには、やはり、あそこは今皇居で、宮内庁が持つていてるんだからできないじゃないかと。まあ言い方悪いんですけど、天皇陛下に出ていくつもりかどうか、そういう議論になっちゃ絶対いけないですよということと、私は、これだけ広大な江戸城址、皇居は、天皇陛下の平穏な、あるいは安全な住居としての機能と城址公園として日本一の規模を誇った江戸城址を復元していくという二つが同時に並行できるだけの広さがあると思つているんです。

例えば、天守台があったところから御所、両陞下が住まわれているところは、何と六百三十メートル離れているんですね。これ六十三メートルしか離れていないといつたら、上からのぞかれるじゃないとか、こんだけ観光客入ってきたら陛下の平穏な生活が脅かされるじゃないかってあります、六百三十メートル。そして、乾堀、蓮池堀といって、堀でも隔てられているんですね。ですから、私は、もう一つ参考に言うと、西の丸の

面積は九十四ヘクタール。実は、赤坂御苑、園遊

と、どう列は幾つもあるんですね。

会をやる赤坂御苑が約五十ヘクタールですから、その倍の広さがあるんです、西の丸だけです。広大な敷地があるので、ここで陛下の平穏な

生活あるいは儀式、やつていただく。

も御慶事を記念して、陛下から国民の皆様に御下賜いただけないかという構想を持つていてるんで。」

す。もし宮内省管理の皇后から、東御苑は例えば国土交通省が国営公園として管理してもいいですし、東京都が城址公園として管理してもいいん

ですよね。そうすることによつて所有者が国土交通省とか都になりますから、城址公園としての整備が、要するに地主さんが変わつたわけです、そこ

くやりやすくなるんですね。
この御下賜をいただくといふ発想についてどう

思うかとしそうなことをますますお伺いしたいなど、お詫
代替わりの本当にすばらしい記念ですから、陛下
から国民にすばらしい財産をいただいた、それを

国民の皆さんのが開放型で城址公園を整備し、できれば天守閣の再整備、あるいはもっと言つたら本丸御殿の再整備までつなげて、そこを日本の観光

の拠点にするんです、東京の。こういう壮大な計画を私は描いているんですけども、御下賜をい

○國務大臣（柴山昌彦君） 今御提案をいただきましたが、たたくという発想についていかかお考へて下さい。

した東御苑、こちらの御下賜についてですけれども、この東御苑、江戸城本丸跡は、先ほども申し上げたとおり、現時点においては皇室用材庭であり

まして、こうした場所の取扱いについては東御苑を所有、管理する宮内庁の判断によるものであり

○松沢成文君 明治以降、兩陛下が東京にいらつ
ますため 私の立場ではちよことお答えが難しい
ということです。

しゃつて以降、やはり皇室財産というのははもうと
もっとたくさんあつたんです。今よりも。でも
それが皇室の御慶事で国民の皆様に御下賜された

第六部 文教科学委員会會議録第十号 令和元年五月二十一日

化庁としてはこの名古屋市の木造天守復元についてどのように対応を今しているのか。

そして、実は問題なのは、名古屋市がつくつてある石垣部会といふのがあって、その石垣部会の皆さんたる天守を、もう耐震でもたない古い鉄筋天守を壊して、その後に設計図に基づいて古写真に基づいて本物の木造天守を造るということをやつちやうと石垣が毀損されてしまう可能性があるといつて大反対しているんですね。この石垣部会の見解に対して文化庁はどういうあれをお持ちでしょうか。二つ併せて。

○政府参考人(中岡司君) 二点お尋ねがござります。お答え申し上げます。

先ほど大臣の方から答弁ありましたが、国の史跡指定域内にある天守を解体、除却し往時の姿に再建する場合は、文化財保護法による文化庁長官の許可が必要でございます。

天守を解体、除却し往時の姿に再建する場合は、一般的には、現在の石垣の劣化状況等に関する現状調査を実施すること、二つ目には、現在の天守の解体、除却工事が文化財である石垣に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られることが示されること、三つ目には、木造天守の忠実な復元がなされるような具体的な計画内容であること、四つ目には、木造復元に關わる工事が文化財である石垣に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図れることが示せることが必要でございます。

こういったことで、現在、先ほど委員御指摘のように、文化庁とやり取りをしておるわけでござりますけれども、名古屋市の特別史跡のため設置をいたしました有識者組織、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の部会の一つでござります石垣部会におきまして検討をしているということでござりますが、この部会におきましては、天守解体が及ぼす遺構への影響について、天守台石垣の安定性確認のための発掘調査、また仮設物の設置箇所を発掘調査する必要性等が指摘されていると伺っております。

○松沢成文君 名古屋市は、上の天守を壊して造り直すということを一緒に復元計画という基本計画で最初文化庁に申請したんですけど、石垣部会からいろいろ異論があつたりして、やり方を変えた、まず、耐震がもたない古い鉄筋コンクリート造、今シートを張つちやつてありますから、危ないから人を入れていいんですよ、それを壊すことだけの申請に変えて文化庁に出し直したんですよ。

ちょっとこの見解について聞くとまた長くなるので、その次の質問に行きますけれども、じゃ、天守を解体、除却し往時の姿に再建する場合は、いつ頃開かれるんですか。ひょっとしたら、もう開かれただんですか。それはいかがでしよう。

○政府参考人(中岡司君) 審査中の案件でございまして、審査中の案件につきましては、文化審議会において静ひつな環境で専門家が学術的、専門的見地から議論する必要がござりますので、具体的な審議日程につきましては、明らかにしていないところでござります。本件につきましても、お答えすることは差し控えさせていただきたいと考えております。

○松沢成文君 お城の建て直しを許可するか否かという審議をする文化審議会の日程を公表できませんけれども、私は、何という秘密主義かなど思ふんですね。例えば、国家安全保障に關わる重要な課題で、もし委員個人の意見が問題になつて、大臣は、バリアフリーのためにエレベーターはやむなし、やっぱり造るべきだとお考えされることは差し控えさせていただきたいと考えます。

○国務大臣(柴山昌彦君) 大変悩ましい御質問だと思います。

昔はパリアフリーという概念は当然のことながらありませんでしたから、史跡が有する価値を適切に保存して次世代に確実に伝えることが必要である一方、現代社会においては、障害のある方や高齢者を含む全ての人がより快適に文化財に親しむことができるよう、文化財の活用のためのパリアフリー化もまた重要な要素だと思います。

文化庁といたしましては、名古屋市からの現状変更申請がもう既に来ておりますので、石垣部会の意見も参考に文化審議会において審議いただき、適切に判断してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 名古屋市は、上に天守を壊して造り直すということを一緒に復元計画という基本計画で最初文化庁に申請したんですけど、石垣部会からいろいろ異論があつたりして、やり方を変えた、まず、耐震がもたない古い鉄筋コンクリート造で完全復元をしたいと言つておられるんですね。そうすると、バリアフリーのために中にエレベーターを造れないで。もし大型のエレベーターを真ん中に入れてしまふと、柱やはりの構造を変えなければいけなくて、それでは完全復元と言えなくなりってしまうと。文化庁もそういう見解だと思っている。そうすると、将来、百年後、二百年後に名古屋城の復元天守の価値が認められて国宝になる、世界文化遺産になるというチャンスもあるかもしれませんのに、完全復元じゃないじゃないかという異論も出てくると困るので、河村市長はエレベーターは置かないというふうに言つたんですね。そうしたらば、障害者団体の皆さんを中心いて、何なんだと、車椅子の方が上に行けないじゃないかという今大論争になつてゐるんですね。

さあ、大臣、この歴史的価値のある伝統的な木造建築物、それも高層階のものを復元するに当たつて、大臣は、バリアフリーのためにエレベーターはやむなし、やっぱり造るべきだとお考えのか、それとも、オリジナルの復元こそ価値があるのか、それとも、むしろほかの方向を考えるのか、それはむしろほかの方向を考えるのか、今、河村市長はそうですね。どちらの立場に立ちますか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 大変悩ましい御質問だと思います。

だから、現存天守だつて起きた問題なんで、国宝を守るためにも、重要文化財を守るためにも、これは文化庁が技術開発に、例えば車椅子を上げるためにエレベーターじゃなくどういう技術があるのかとか、それを一緒にになって開発するとか、そういう私は國の責任もあると思うんですねけれど、やっぱり名古屋市を支援するほかの国宝や重要文化財、世界遺産、そういうところで障害者のバリアフリー化について技術革新をどうやって行うのか、それに国がもう少し関与するとか、リーダーシップを取つてもいいと思うんですが、いかがでしようか。

○国務大臣(柴山昌彦君) ちょっとこの後また文化庁と相談しますが、恐らく民間の様々な英知、技術を、特に伝統工芸等の専門家などにももしかするといい知恵があるかもしれません。この後ちょっと検討、協議をしたいというように思います。

○松沢成文君 ラストの質問になりますが、実はこれから神社仏閣や城郭を完全復元するとしたら膨大な木材が必要なんですね。実は、この木材もいいのを仕入れるとなると相当値段が高くコストが掛かって、これは造る方としてはお金の問題に直面するわけです。

今、国有林が全国の森林の約三割ですよ。国有林はもう大きな木が育つちやつて、伐採するのに民間の力を借りよつといつて今度法案が出ているわけでしょう。そうであれば、国有林の材木をこういう本当に文化的価値の高い史跡の復元なり再建に提供する、そういう私、やり方があつていいと思うんです。だつて、国有林は国民のものですから、国民が喜ぶ価値のある文化財の復元に使うわけですから。

こういうのをやっぱり大臣、農水大臣になるのかな、これ担当は、林野庁を担当する、やっぱり大臣が横で連携して、お互い協力体制つくろうじやないかと、こういうことを検討いただけないでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 大変示唆に富む御提案だと思いますけれども、現時点において天守閣再建を計画している名古屋市から文化庁に対し、あるいは林野庁に対して、木材の調達について国に支援してほしいという御要望をまだいたいでないところでありますので、貴重な御提案だと思いますけど、今後、必要があれば名古屋市から関係各省に御要望や御相談がなされるものと考えておりますし、もし私のところに来れば、それはもちろん吉川農水大臣の方にもお伝えをしたいといいますけど、どうございました。

○松沢成文君 時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。当委員会での質問は初めてだと思います。よろしくお願いいたします。

午前中の質疑の中で、白須賀政務官は引き続き政務官としての役割を果たしていきたいと答弁されました。私は、そのためにはふさわしい言動が求められると思います。

二点目、伺います。

一点目、就任後、大臣の代理としての在京当番時に十五回も東京を離れた件について、あなたはおおむね一時間以内で参考集という文部科学省のルールは守っていたから問題はないとの答弁を繰り返しています。

二点、質問します。

一点目、就任後、大臣の代理としての在京当番時に十五回も東京を離れた件について、あなたはおおむね一時間以内で参考集という文部科学省のルールは守っていたから問題はないとの答弁を繰り返しています。

二点目、伺います。

私がさつきずっと答弁で文部科学省のルールにして、これからは、皆様方の御意見を参考に、真摯に対応したいと思つております。

○山下芳生君 ルールを守るだけでいいのか、國民がどう感じるかが大事ではないのか、それを認識する必要があるんじやないかという質問です。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) ですから、今までの、今回の報道等における私の在京当番の問題に關しては、今まで文部科学省のルールに従つて私がその政務を入れてきたことは事実でございま

す。ですから、先生方の、そしてまた委員会の先生方の御指摘等を踏まえて、これからは真摯に対応していくかと思つております。

○山下芳生君 委員会の各委員も国民の代表ですからね、真摯にという言葉でした。

二点目、伺います。

昨年三月二十九日、自民党の会合で白須賀政務官はこう発言したと報道されています。自身が運営する保育園で病児保育のため採用した看護師について、雇つて一ヶ月後には実は妊娠して産休に入ると言つてきた、人手不足で募集したのにそれは違うだろうと言つた瞬間に労基に駆け込んだと発言したという報道がありますけれども、自民党は職場でそういうことが起こらないようにならなければならぬと書いてあるのに、こ

ういう事業主の立場でやつてしまつていて。しか

り返していますけれども、文科省のルールさえ守つていればいいのかと。原子力災害にも対応するという重大な任務にそういう認識で当たつていることを国民がどう感じるかを考える必要があるのではないかと思いますが、政務官の認識、伺いたいと思います。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) お答えいたしました。

私がさつきずっと答弁で文部科学省のルールに従つて、このルール 자체が緊急事態における参集のルールだと思っておりますので、そのおおむね一時間という形で私は政務を行つていたことはこれ事実でございます。

しかし、委員の先生方等の御指摘等を踏まえまして、これからは、皆様方の御意見を参考に、真摯に対応したいと思つております。

○山下芳生君 ルールを守るだけでいいのか、國民がどう感じるかが大事ではないのか、それを認識する必要があるんじやないかという質問です。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) あなたへ」というリフレットを持ってまいりましたけれども、そこにはこうあるんです。「上司・同僚からの妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等に関するハラスマント防止措置が事業主に義務づけられています」。これは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正によりこういうものが設けられた。その中に、「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスマントとは」ということで幾つか具体的な事例が述べられております。二つ紹介します。産前休業の取得を上司に相談したところ、休むなら辞めてもらうなど解雇を示唆されること等。それからもう一つ、妊娠したこと

を同僚に伝えたら、自分なら今この時期に妊娠しない、あなたも妊娠すべきでなかつたと繰り返し言われ、就業する上で看護師に支障が生じていること等。

これ、報道であなたが発言したとされることとどんびしやりなんですよ。しかも、これ、事業主は職場でそういうことが起こらないようにならなければならぬと書いてあるのに、こ

ういう政務官の行動をやつてしまつていて。しか

り返していますけれども、文科省のルールさえ守つていればいいのかと。原子力災害にも対応するという重大な任務にそういう認識で当たつていることを国民がどう感じるかを考える必要があるのではないかと思いますが、政務官の認識、伺いたいと思います。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) これは自民党の部会の中のクローズでの発言でござりますので、お答えは控えさせていただきます。

○山下芳生君 事実かどうかを聞いて、まあ多くの報道がこれはクローズだと言いますけれども、一つじゃないんですよ、もう公然の事実になつてゐるんですね。多数のこれは新聞でこういう発言があつたと報道されておりますけれども、これ、否定するんですか、発言していないと

いうことを、否定するんですか。

○大臣政務官(白須賀貴樹君) 先ほど言つたように、クローズの中での発言でござりますので、お答えを控えさせていただきたいと言つてゐるところです。

○山下芳生君 否定できないんですよ、結局。言つていいとは言えない。

これはかなり重大な内容なんですよ、この報道は。今日、厚労省の「働きながらお母さんになるあなたへ」というリフレットを持ってまいりましたけれども、そこにはこうあるんです。「上司・同僚からの妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等に関するハラスマント防止措置が事業主に義務づけられています」。これは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正によりこういうものが設けられた。その中に、「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスマントとは」ということで幾つか具体的な事例が述べられております。二つ紹介します。産前休業の取得を上司に相談したところ、休むなら辞めてもらうなど解雇を示唆されること等。それからもう一つ、妊娠したこと

を同僚に伝えたら、自分なら今この時期に妊娠しない、あなたも妊娠すべきでなかつたと繰り返し言

りますと言つんだつたら頑張つてくださいよと言

おうと思つていたんですけども、残念ながらそ

ういう真摯な態度が返つてこなかつたのは極めて残念だと申し上げておきたいと思います。

次、本題に入りたいと思います。

今年は養護学校義務化四十周年に当たります。養

護学校の義務化というのは、それ以前は学校に通

たち、移動や食事、排せつ、衣服の着脱に全面的な介護が必要、あるいは意思の疎通が大変困難、そんな子供たちに教育の光を当てる決意をし、そのための条件整備を行うということでありました。

先日、障害の大変重い子供を教育されている先生からお話を伺いました。ある子供は入学時に医師から、この子は何も見えていないし何も聞こえていないと告げられたそうですが、先生の丁寧な関わりによって人への信頼を育み、変わっていました。一年、二年、三年と関わる中で、ついには、その先生が動くと見えないはずの視線が先生を追い、先生の声がすると笑顔を見せるようになった。この子見えているよ、この子聞こえているよと同僚教師と歓声を上げたという報告がありました。私はそういう話を伺って、子供たちの持つ力、教育の持つ力に深い感動を覚えました。

まず、こうした障害の大変重い子供に対する国的基本姿勢を伺いたいと思います。

一九七九年の養護学校義務化に向けて、文部省初等中等教育局長宛てに出された報告書があります。一九七五年の特殊教育の改善に関する調査研究会、辻村泰男会長の重度・重複障害児に対する学校教育の在り方についてという報告書であります。そこでは、その者の障害がいかに重度であり重複している場合であろうとも、もとより教育基本法の掲げる目的、すなわち人格の完成と、この達成を目指して行われるべきと述べ、特にこれらの学校の重度・重複障害児のための学級を増設するとともに、その施設設備等の充実を図るものとのすると述べております。

このいわゆる辻村報告は、国にとって障害の大変重い子供たちの教育の出発点とも言うべきものだと考えますが、柴山大臣に伺います。その後、辻村報告を尊重する旨の政府答弁も行われていますが、その姿勢に現在も変わりはありませんね。

○國務大臣(柴山昌彦君) 御指摘の報告について、昭和五十四年度からの養護学校教育の義務化について有識者会議において御検討をいただきました中

で発せられたものでありまして、重度・重複障害児に対する教育のための基本的な考え方が示されており、現在においても特段変わるものではないと考えており、重度・重複障害のある子供が障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を受ける環境を整えることが重要であると認識をしております。

○山下芳生君 今も変わらないという御答弁でした。

この辻村報告が述べている重度・重複障害児のための学級というのは、現在の国の制度でいえば重複学級のことです。重複学級というのは、障害が複数ある子供を対象とし、一学級三人の子供で編制されます。それ以外の子供たちは義務制でいえば一学級六人の子供で編制されます。つまり、重複学級は、障害の大変重い子供たちに対する手厚い教員体制の根幹を成しております。そういう理解でいいでしょうか。

○國務大臣(柴山昌彦君) 基本的に委員御指摘のとおりなんですか、公立特別支援学校の小

学校部、中学部の学級編制の標準については、知的障害や肢体不自由など障害の区分ごとに、単一障害学級は一学級の児童生徒は六人を上限として学級を編制するとともに、学年をまたいわゆる複式学級編制は行わないこととなっております。

他方、重複障害学級は、一学級の児童生徒はおっしゃるとおり三人を上限として編制する代わりに、学年をまたいわゆる複式学級編制を行なうことを許しているということになります。この編制された学級数に応じて必要な教員の定数が算定されるというふうに承知をしております。

○山下芳生君 若干違いはあるものの、重複の障害のある障害の大変重い子供たちに対しては先生を手厚く配置するルールであるということは確認いたしました。

では、その重度・重複障害の子供たちは増えているのか減っているのか。資料一に、国の文書ではどう述べているかを付しました。

二〇〇一年一月十五日の二十一世紀の特殊教育

の在り方について最終報告では、近年、盲・聾・養護学校においては、移動、食事、排せつ、衣服の着脱等に際して全面的に介助が必要になるなど、障害の重い者の割合が増しているほか、言語の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を受けられる環境を整えることが重要であると認識をしております。

二〇一六年十一月二十一日、中教審答申、幼小

中高、特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策についてでは、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態に応じた指導や支援がより強く求められるようになつていて述べています。

柴山大臣、重複障害者の割合が増加傾向にあるという認識、間違いませんね。

○國務大臣(柴山昌彦君) 重複障害のある児童生徒の数、絶対数は、今御指摘になつた増加傾向にあることは間違ありません。平成十年から平成三十年にかけて二万二千人ぐらいから二万五千人超ということで、増えているということをございます。

ただ、その一方で、学校基本調査によれば、公立特別支援学校の重複障害学級の割合については、平成三十年度は四六・五%であつて、平成十一年度五三・二%と比べて率の上では減少しております。これは、重複障害学級の増加以上に単一障害学級が増加をしたために、全体の学級数に占める重複障害学級の割合が減少したということが考えられます。

一方で、学級数のお話がございましたけれども、学級数の算定におきましては、学級編制の教職員定数のいわゆる義務標準法におきましてこの重複学級における学級編制の基準が設けられています。

一方で、学級数のお話がございましたけれども、学級数の算定におきましては、学級編制の教職員定数のいわゆる義務標準法におきましてこの重複学級における学級編制の基準が設けられています。これは、重複障害学級の増加以上に単一障害学級が増加をしたために、全体の学級数に占める重複障害学級の割合が減少したということがあります。

一方で、学級数のお話がございましたけれども、学級数の算定におきましては、学級編制の教職員定数のいわゆる義務標準法におきましてこの重複学級における学級編制の基準が設けられています。これは、重複障害学級の増加以上に単一障害学級が増加をしたために、全体の学級数に占める重複障害学級の割合が減少したということがあります。

年の一五・八%から二〇一八年の四六・五%へと、この十年余り一貫して低下し続けておりまします。先ほど確認したように、重複障害者の数、複数の障害を持つ子供さんの数はずっと増えていると。ところが、それを受け止める重複学級の割合は減り続けている。これ、おかしいんじゃないですか。

○政府参考人(丸山洋司君) お答えをいたしました。

先ほど委員の方から御指摘をいただきました二〇〇一年、それから二〇一六年の中教審の答申等の中では、重複障害者の割合も増加傾向にあると、いうふうに述べられているわけございまして、これが今御指摘のとおりのそういう傾向を示しているんだろうと、いうことでございます。

ここにありますように、例えば二〇一六年の中教審答申では、例えば他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態に応じたと、いうふうに述べられているわけございまして、これが今御指摘のとおりのそういう傾向を示しているんだどううと、いうことでございます。

ここにありますように、例え二〇一六年の中教審答申では、例えば他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態に応じたと、いうふうに述べられているわけございまして、これが今御指摘のとおりのそういう傾向を示しているんだどううと、いうことでございます。

一方で、学級数のお話がございましたけれども、学級数の算定におきましては、学級編制の教職員定数のいわゆる義務標準法におきましてこの重複学級における学級編制の基準が設けられています。これは、重複障害学級の増加以上に単一障害学級が増加をしたために、全体の学級数に占める重複障害学級の割合が減少したということがあります。

一方で、学級数のお話がございましたけれども、学級数の算定におきましては、学級編制の教職員定数のいわゆる義務標準法におきましてこの重複学級における学級編制の基準が設けられています。これは、重複障害学級の増加以上に単一障害学級が増加をしたために、全体の学級数に占める重複障害学級の割合が減少したということがあります。

なんですという答弁なんですが、これ精神科医に見せたら、いつまでこんな種類の区分けしているんだと、時代遅れだと言われていますよ。子供の実態から見れば、障害の重い子供が絶対数が増えているんだから、だったらそれに対応する重複学級は増えなければならないのに、こんな法律を盾にして減っていることを言い訳するなんて、私はけしからぬと言わなければなりません。

そこまで言うなら、ちょっと私も、それおかしいと言えないところが本当おかしいと思うんですけど、障害の大変重い子供に教員を手厚く配置して支援することがいかに大切か、私が実際に現場で頑張つておられる先生の話を聞きましたので、紹介します。

子供三人で一学級となる重複学級だと、例えば、先生が、ほら見てごらん、ウサギさんがいる

ねと、目の前で一人一人の子供たちに絵本を見せ

るんです、一人一人目の前で。ほら、ウサギさん

がいるね、次の子に、ほら、ウサギさんがいるね

と。何でこうするかというと、一人一人、その目

の前に絵本を示さなければ視線で追うことができ

ないからですよ。三人一遍に、ほら、ウサギさん

がいるねと言つても追えない子供だから、一人一

人にそういう対応をしているわけですね。でも、六人に一人の先生だと一人一人にそんな対応はできませんということでした。

それからまた、バスケットにボールを入れてどちらと、こういう指導もやるんですねけれども、やっぱり手を取りながら一緒にやつてあげて

バスケットにボールを入れることができる。三点取つたよと言つて分かる子もいれば、三点とい

うのはね、一つ、二つ、三つ、これが三点だと教えてあげて分かつてもらう子もいると。そういう働きかけを繰り返し繰り返し一人一人の子供さんにやつていてわかるわけですよ。障害の軽い子は二回やれば分かるけれども、重い子は十回やつてバスケットボールを入れる手順が分かると。それ分かつてもらうまで、その間、ほかの子は待つているということなんですね。

ですから、それぞれ別の働きかけが必要な子供たち六人を一人の先生で担当すると、これはどちらかにしわ寄せが行くというふうにおっしゃっていました。そういう配置をされた教員はとても苦労すると。その先生は、六人で学ぶか三人で学ぶかによつて、その子たちの学びの質が変わつてると言わされました。物すごく大事な重い言葉、六人か三人かで学びの質が変わつてくる。

柴山大臣、こういう実態があることの御感想、

そして障害の大変重い子供に教員を手厚く配置して支援することの大切さについて、法律に縛られ

るんじやなくて、子供の実態と教育実践の到達に照らしてお答えください。

○国務大臣(柴山昌彦君) 確かに、今現場の実態

について委員から御報告があつたように、よりき

め細かな教育をするために手厚い算定を行うとい

うことが重要だということは事実でございます。

それは、単一障害学級か重複障害学級であるか

を問わず、特別支援学校は通常の小中学校よりや

はり手厚い支援が必要になつてくるということだ

と思ひますので、学級ごとの担当教員のほかに

児童生徒数や学級数に応じて教育相談担当教員や

自立活動担当教員など、プラスアルファの必要な

定数が算定される仕組みとなつておりますけれど

私、ちょっと具体的に提案したいと思うんです

けれども、東京都が肢体不自由校の重複学級の設

置率が極めて低いということが、ちょっと私、気

が付いたんですよ。肢体不自由校の場合、障害が

複数ある子供がどれくらいいるかは、それぞれの

子供たちがどんな教育課程を受けているかでおお

よそ分かるんですね。資料三に配付をいたしました。

これも現場の先生に教えていたいたしたことなん

ですけれども、肢体不自由校の生徒たちは、学習

指導要領に基づいて三つの教育課程に分かれています。

ぶことになつています。一番上の第一が、表の、

学習指導要領に準ずる教育、準ずる教育と言わ

れ、小学校や中学校と同じ検定教科書も使って学

ぶ。この子たちには知的障害はありません、肢体

不自由のみの子供たちです。第二が知的障害を併

せ有する子供たちのための教育でありまして、こ

れ、読んで字のごとく、知的障害のある子供さん

たちが学びます。私も見せていただきましたけれ

ども、星印の付いた星本と言われる文部科学省作

成の教材を使って学んでおられます。そして三つ

目が自立活動を主とする教育。これは、知的障害

が更に重い子供たちがこういう課程で学ぶことに

なつております。

この三つの教育課程で学ぶ子供の比率は、全国

どこでも大体上から一対三対六ぐらいの割合になると言われております。そして、この知的障害を併せ有するという課程と自立活動を中心とする課程の子供たちが要するに肢体不自由に加えて知的障害を有する重複障害の子供となるということで、肢体不自由校で学ぶ子供たちの約九割がこの重複障害に該当すると考えられます。

ですから、先ほど大臣、自立活動担当教員、これは確かに加配はされます。しかし、これだけ教室の数に応じて加配がされるんですよ。だから、重複学級が少なくなりますと、本来三人で学んでもらつべき教室をどんどんどんどん、そうしない状態が起りますと、教室数が減るんですよ。だから、これはちゃんと複数の障害を持つ子供さんにふさわしく重複学級を設置していく、そうすることによって、この大臣が言われた加配だつて増えていくという関係にあるんですね。

私は、ちょっと具体的に提案したいと思うんですけれども、東京都が肢体不自由校の重複学級の設置率が極めて低いということが、ちょっと私、気が付いたんですよ。肢体不自由校の場合、障害が複数ある子供がどれくらいいるかは、それぞれの子供たちがどんな教育課程を受けているかでおおよそ分かるんですね。資料三に配付をいたしました。

見ていたら三分かるように、自立活動を中心とする教育、三百八十四名、六九・九%、知的障害を併せ有する子供のための教育、百一二十二名、二二・二%，小中学校に準ずる教育は四十三名、七・八%。ですから、この青色と水色を合わせますと約九割が重複障害ではないかと思われる子供さんたち。そして、どの学級に所属するかを千葉県教委に聞きますと、五百七名、九一・三%が重複学級で、一学級三人で手厚く編制するクラスで学んでいます。大体対応しているわけですよ。

ところが、その下の東京都の肢体不自由校についても同じように都教委の資料に基づいて作成いたしましたが、八百十九名、自立活動を中心とする教育、六四・八%，三百四十八名、知的障害を併せ有する子供のための教育、二七・六%、そして小中学校に準ずる教育を受けているのは九十六名、七・六%と。大体この割合は一対三対六で変わらないんですが、ところが、所属する学級を見ますと、東京都はこの黄色いところ、重複学級は僅か四百十一名、三一・五%，九割の子供さんが重複障害児ではないかと思われるのに、三割の子供さんしか重複学級で学んでいない。

柴山大臣、この東京の肢体不自由校の重複学級の少なさ、異常だと思いませんか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 公立特別支援学校の中学部における全学級数のうち重複障害学級の占める割合は、全国で小学部は四七・三%，中学部

は四五・一%となつておりまして、都道府県別の状況を見ると、例えば小学部では八府県が六〇%を超える一方で、十四都県は四〇%未満となつております。都道府県によつてその割合が異なる状況であります。

確かに、東京都においては小学部では三〇・五%，そして中学部では三〇・八%，ちょっとと委員のお示しのデータと違いますけれども、いずれにせよ、他の道府県と比べてもかなり低い状況となつておりますけれども、特別支援学校に在籍する児童生徒の状態は様々でありますので、東京都におけるこのような状況をもつて問題があるかどうかということを、ちょっととにかくに判断をできない状況でございます。

○山下芳生君 では、別の角度から伺いますけれども、義務教育標準法に基づいて、毎年度、都道府県が文科省に提出する公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書というものがあります。ここには、教育委員会が何人の子供が法令上の重複障害に当たるかを学校ごと、学年ごとに記入し、それに基づく標準学級数、標準教職員数を報告しております。

これによつて義務教育国庫負担金の最高限度額も決まるという大変重要な報告なんですが、確認しますけれども、ここで報告される重複児童生徒数は障害が複数ある子供をきちんと報告しないといけないと考えますが、間違ひありませんか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 今御紹介をいただきました義務標準法施行規則における報告ということです、五月一日現在の教職員定数及び標準学級数に関する報告を求めることができるとされているんですけれども、文部科学省としては、この定数報告の一部として都道府県教育委員会に対して特別支援学校における重複障害のある児童生徒数の報告を求めており、本報告については都道府県教育委員会から正確な報告を受けているものと認識をしております。

○山下芳生君 正確な報告を受けていると認識しているということなんですか。では、東京

都で平成三十年度の肢体不自由校、十八校東京にはありますけれども、何人の重複障害の子供が在籍していると報告されていますか。

○政府参考人(丸山洋司君) お答えを申し上げま

す。 東京都の教育委員会からは、公立の肢体不自由の特別支援学校の小中学部には五百九十四人の重複障害の児童生徒が在籍していると、そういうふうな報告を受けております。

○山下芳生君 五百九十四人。

それで、先ほどのこの帶グラフをもう一回見ていただきたいんですけども、この八百十九名というのは、これはもう極めて知的障害の重い、自立活動を主とする教科書の使えない子供たちなんですよ。これ、肢体不自由にこういう重い知的障害が加わっている子供さんたちですが、これ少なく見積もつてもこの青色の八百十九名の方は重複障害の子供たちだと考えるべきなんですが、これらが、今御報告があつたように五百九十四人となっている。これはちょっとおかしいのではないか、東京都が。そういうことになつているんじゃないですか。

○政府参考人(丸山洋司君) お答えをいたしま

す。 文科省といたしましては、東京都教育委員会に対しまして、この重複障害のある児童生徒の報告を求めておりまして、委員御指摘のとおりでござりますが、本報告については東京都教育委員会からこの正確な報告を受けているという認識をしております。

○山下芳生君 だから、それ、おかしいんじやないかと私は問題提起しているわけですね。これ少く見積もつてもこんなことはあり得ないです。

や、大丈夫でしたという報告をいただけますか。 ○政府参考人(丸山洋司君) 東京都教育委員会の方に我々も確認をいたしておりますけれども、本日委員の方から御指摘いただいたこの資料の員数につきましては、これは公立の、いわゆる東京都立の特別支援学校だけではなくて、区立の特別支援学校でありますとか、また分教室でありますと

か、さらに訪問学級と言われるような、そういう学級に在籍している子供たちが含まれているんではないかというふうに思うわけでございます。

○山下芳生君 ちゃんと正面から受け止めるべきですよ。訪問学級の子供さんもいます。でも、それは私たちも全部カウントから外しています。それでこんなギャップがあるということが出でてきていますね。

○委員長(上野通子君) 後刻理事会で協議します。 ○山下芳生君 次に、残りの時間、知的障害の特別支援学校で大きな問題になつている強度行動障害の子供への対応について質問したいと思います。

○政府参考人(橋本泰宏君) 強度行動障害につきまして、それ自体を法的に定義する規定というのはございませんけれども、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園で実施する強度行動障害支援者養成研修におきましては、自分の体をいたいたり食べられないものを口に入れる、あるいは危険につながる飛び出し、こういった本人の健康を損ねるような行動ですか、あるいは、他人をいたいたり物を壊す、あるいは大泣きが何時も続く、こういった周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起くるため、特に配慮された支援が必要になつていている状態のことを指す、このようになつております。

○山下芳生君 資料五枚目に厚労省の補助を受け作つた研修用のテキストを載せております。

その下の事例一。十四歳になるAさんは重度の知的障害を伴う自閉症の診断を受けています。中学生から特別支援学校に入学し、すぐに不登校になりました。家では顔が変形するほどの自傷があ

| | |
|---|---|
| <p>り、左目はほとんど見えなくなつてしまいまし た。最近は食事や水分摂取を拒否するようにな り、夜間も興奮状態が続いて朝方まで眠ることは ありません。御両親は自傷を防ぐために、交代で 一晩中本人を抱きかかえながら過ごしています。 止めようとするとかみつかれたり強くつかれた りするため、御両親とも体中傷だらけです。睡眠 もまともに取れない日々が続き、家庭生活は破綻 寸前の状態ですという事例です。</p> <p>私も、滋賀で同じような子供さんを持つお母さ んの声を直接聞きましたけれども、そのお母さん の場合は、子供さんを夜中四時間ぐらい自分の車 の中に乗つかつて動いていると落ち着くと。それ毎晩ですかね、 大変な負担が御家庭に加えられているということ なんですけれども、こういう子供たちが特別支援 学校にも通っています。滋賀県のある先生は、本 当に自分が離せない、マンツーマンで付かざるを得 ない、しかし、手厚い体制があれば信頼関係が形 成され、行動が落ち着き、着実に成長できると述 べておられました。こういう強度行動障害の子供 が滋賀県だけで特別支援学校に百名ほどいるとい うことでした。</p> <p>柴山大臣、こうした強度行動障害の子供の特 徴、御存じでしたでしょうか。また、手厚い体制 で支援すれば着実に成長するということについて どう認識されているでしょうか。</p> <p>○国務大臣(柴山昌彦君) 今御指摘のあつた強度 行動障害を始め、重い障害のある子供が障害の状 態等に応じた適切な指導や必要な支援を受けら れる環境を整えることが重要だと考えておりま す。</p> <p>このような観点から、重い障害のある子供たち が在籍する特別支援学校においては、先ほども少 し紹介をさせていただきましたけれども、学級ご との担当教員のほかに、自立活動担当教員も配置 をしております。また、看護師や理学療養士など の外部専門家の配置に係る経費の一部補助ですが か、特別支援学校における日常生活の介助など、</p> | <p>障害のある児童生徒に必要な支援を行う介助職員 などの配置のための地方交付税措置を行つてある ところでありまして、一人一人の障害の状態に応 じた対応を行つていただけるよう、引き続き支援 の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えてお ります。</p> <p>○山下芳生君 一般論としてはそういうことなん でしようけれども、厚労省、強度行動障害の方 への支援、どういうものを踏み切りましたか。</p> <p>○政府参考人(橋本泰宏君) 強度行動障害の方 は、自傷や異食、他害など、生活環境への著しい 不適応行動を頻繁に示しますので支援が困難であ る、そういう一方で、適切な支援により状態の回 復が見込まれるということでもございますので、 専門的な支援を行う職員を養成するということが 重要と考えております。</p> |
| <p>このため、厚生労働省におきましては、独立行 政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に おきまして、研修の指導者を養成するための研 修、これを実施するとともに、都道府県に対しま して、適切な支援を行う職員の人材育成を目的と する基礎研修、それから適切な支援計画を作成す ることが可能な職員の育成を目的とする実践研 修、この二つの研修の実施に必要な経費を補助す ることで事業所の職員の養成を推進いたしております。</p> <p>また、障害福祉サービス等報酬におきまして は、各種の障害福祉サービスにおきまして、これ らの研修を修了した職員を事業所に配置した場合 ます。</p> <p>○委員長(上野通子君) 本日の調査はこの程度に とどめます。</p> <p>○國務大臣(柴山昌彦君) 次に、法科大学院の教育 と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を 改正する法律案を議題といたします。</p> <p>政府から趣旨説明を聴取いたします。柴山文部 科学大臣。</p> | <p>第一に、大学は、法科大学院において、法曹と なろうとする者に共通して必要とされる専門的学 識及びその応用能力、法曹となろうとする者に必 要とする専門的な法律の分野に関する専門的学 識及びその応用能力、さらに、法的な推論、分析 及び構成に基づいて弁論をする能力や、法律に関 する実務の基礎的素養等を涵養するための教育 を、段階的かつ体系的に実施することとしており ます。</p> <p>第二に、法科大学院を設置する大学は、当該法 科大学院における教育との円滑な接続を図るため の課程を置こうとする大学と、当該課程における 教育の実施等に関する法曹養成連携協定を締結 し、文部科学大臣の認定を受けることができるこ ととしております。</p> <p>第三に、大学院への飛び入学について、新た に、大学院を置く大学の定める単位の修得状況及 びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定める ものに基づき、認めることができることとしてお ります。</p> |
| <p>法曹の養成のための中核的な教育機関としての 法科大学院における教育の充実を図り、高度の專 門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人 材の確保を推進することが必要となつております。 この法律案は、このような観点から、大学の責 務として、法科大学院において、法曹となろうと する者に必要とされる学識等を涵養するための教 育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を新た に規定するとともに、法科大学院を設置する大学 と当該法科大学院における教育との円滑な接続を 図るための課程を置く大学との連携に関する制度 の創設、法科大学院の課程における所定の単位の 修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法 科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対 する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる ものであります。</p> <p>次に、この法律案の内容の概要について御説明 申上げます。</p> <p>第一に、大学は、法科大学院において、法曹と なろうとする者に共通して必要とされる専門的学 識及びその応用能力、法曹となろうとする者に必 要とする専門的な法律の分野に関する専門的学 識及びその応用能力、さらに、法的な推論、分析 及び構成に基づいて弁論をする能力や、法律に関 する実務の基礎的素養等を涵養するための教育 を、段階的かつ体系的に実施することとしており ます。</p> <p>第二に、法科大学院を設置する大学は、当該法 科大学院における教育との円滑な接続を図るため の課程を置こうとする大学と、当該課程における 教育の実施等に関する法曹養成連携協定を締結 し、文部科学大臣の認定を受けることができるこ ととしております。</p> <p>第三に、大学院への飛び入学について、新た に、大学院を置く大学の定める単位の修得状況及 びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定める ものに基づき、認めることができることとしてお ります。</p> <p>第四に、法科大学院在学中の司法試験受験を認 めることとし、法科大学院の課程に在学する者で あって、所定の単位を修得しており、かつ、司法 試験が行われる年の四月一日から一年以内に当該 法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該 法科大学院を設置する大学の学長が認定したもの</p> | <p>○委員長(上野通子君) 時間です。</p> <p>○山下芳生君 時間参りました。</p> <p>厚労省ではそういうふうに昨年から踏み出した ということで、強度行動障害という新しい概念 が、大体知見も進んでおります。</p> <p>柴山大臣、この強度行動障害について実態を しっかりと調査して、支援学校でこの子供さんたち がどういう状態にあり、そのためにはどういった対応 を教師の皆さん方が御苦労されているか、必要な支 援策がどういったものがあるのか、改めて調査し対 応を検討する必要があると思いますが、最後に伺 いたいと思います。</p> <p>○委員長(上野通子君) 時間が来ております。大 臣、簡潔にお願いします。</p> <p>○國務大臣(柴山昌彦君) 重い障害のある子供た ち、先ほどの複数障害も併せて、どういった子供 たちに対してどういった教員配置などの対応が必 要であるかということをしっかりとまた研究をし てまいりたいと考えております。</p> <p>○山下芳生君 終わります。</p> <p>○委員長(上野通子君) 本日の調査はこの程度に とどめます。</p> <p>○國務大臣(柴山昌彦君) 次に、法科大学院の教育 と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を 改正する法律案を議題といたします。</p> <p>政府から趣旨説明を聴取いたします。柴山文部 科学大臣。</p> |

を、司法試験の受験資格を有する者に追加することとしております。

第五に、法科大学院在学中の司法試験受験資格に基づいて法科大学院在学中に司法試験を受け、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて、法科大学院の課程を修了したことを、司法修習生の採用に必要な要件とすることとしておりまます。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(上野通子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしま

す。

○委員長(上野通子君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することと御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上野通子君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上野通子君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たに行

ちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一三九九号)

一、専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願(第一四〇〇号)

一、国の責任による三十五人以下学級前進、教育無償化、教育条件改善、行き届いた教育に関する請願(第一四〇一号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一五〇三号)

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

五月二十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案

イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

ロ 法律に関する実務の基礎的素養

第六条第二項第一号中「学校教育法第三条に規定する」を削り、同条第四項中「文部科学大臣」を「法務大臣及び文部科学大臣」に、「法務大臣」に対し、協議を求める」を「法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他他の法曹の養成に関する機関の意見を聞くに改め、同条を第十三条とする。

第五条第一項中「教育課程 教員組織その他の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他他の法曹の養成に関する機関の意見を聞くに改め、同条を第十三条とする。

第五条第一項中「教育研究活動の状況」というのを削り、「(これ)を及び第四条に規定する大学の責務(これら)に改め、「同法第三条に規定する」を削り、同条第二項中「学校教育法の充実を含む。以下同じ。」並びに「に改める。

第三条第一項中「並びに」を「(第六条第一項第一号に規定する連携法曹基礎課程における教育の充実を含む。以下同じ。)並びに」に改める。

第四条中「のつどり」の下に「、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに」を加え、同条に次の各号を加える。

第一項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による「を削り、「同法」を「学校教育法」に改め、同項を同条第三項として、同条第一百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による「を削り、「同法」を「学校教育法」に改め、同項を同条第三項として、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 学校教育法第一百九条第二項に規定する認証評価機関(次項において単に「認証評価機関」という。)が行う認定法曹養成連携協定の目的となつている連携法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認

証評価(次項において単に「認証評価」といふ。)については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。

第五条を第十二条とする。

第四条の次に次の七条を加える。

(法科大学院の教育課程等の公表)

第五条 法科大学院を設置する大学は、当該

科大学院における教育の充実及び将来の法曹資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。

第一条第三項中「第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程」を「法科大学院(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。第四条において同じ)の課程」に改める。

第四条第一項第一号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。」及び「次項において「法科大学院課程」という。」を削り、「同条第二項中「前項の」を「第一項又は第二項の」に、「同項各号」を「第一項各号」に、「法科大学院課程」を「法科大学院の課程」に、「又は」を「若しくは」に改め、「合格」の下に「又は第二項第一号に規定する法科大学院の課程の在学及び当該法科大学院を設置する大學の学長の認定」を加え、「前項各号」を「第一項各号」に改め、「定める期間」の下に「又は第二項第二号に掲げる期間」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けることができる。
一 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次にイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの
イ 当該法科大学院において所定科目単位(裁判官、検察官又は弁護士となるとする者に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをするかどうかを司法試験により判定するためるために必要なものとして法務省令で定める科目的単位をいう。)を修得していること。
ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の

課程を修了する見込みがあること。

二 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法

科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間

の期間により司法試験を受けた者が同号における第一項第一号の規定の適用について

は、同号中「その修了の日後の最初の」とあるのは、「次項の規定により最初に司法試験を受けた日の属する年の」とする。

二 第四条中司法試験法第五条及び第六条の改正規定 平成三十三年十二月一日

三 第二条、第四条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定 平成三十四年十月一日

(法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

二 第一条の規定による改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律(以下この項において「新連携法」という。)第六条第一項の認定及びこれに関連する手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても、同条及び新連携法第七条の規定の例により行うことができる。

二 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

一 司法修習生となる資格を得た者

(公認会計士法の一部改正)

第六条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号を次のように改める。

四 司法修習生となる資格(高等試験司法科試験の合格を除く。)を得た者

(税理士法の一部改正)

第七条 税理士法(昭和二十六年法律第一百三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 司法修習生となる資格を得た者

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第七号の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 司法修習生となる資格を得た者

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第八条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「司法試験」及び「司法試験においては、民法」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

2 法務大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前において、第四条の規定による改正後の司法試験法(次条において「新司法試験法」という。)第四条第二項第一号の法務省令を制定しようとするときは、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

(司法試験法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 法務大臣は、新司法試験法第五条第三項第二号の法務省令を制定しようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聽くことができる。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検察庁法の一部改正)

第五条 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号を次のように改める。